

認定電気使用者情報利用者等協会の認定について

(趣旨)

令和4年6月3日付けで一般社団法人 電力データ管理協会より経済産業大臣に対して認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請があり、6月17日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ。

当該認定に係る電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和4年6月3日付けで一般社団法人 電力データ管理協会より経済産業大臣に対して、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電事法」という。）第37条の4の規定に基づき認定電気使用者情報利用者等協会（電事法第37条の4の認定を受けた者。以下「認定協会」という。）の認定申請があり、6月17日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ（資料5-1）。

2. 背景

AI、IoT等の情報技術の進展により、様々な分野でビッグデータ活用が進んでおり、電力分野のデータについても利用可能性が高まっている。スマートメーターから得られる電気使用量データは、スマートメーターが令和6年までに全戸・全事業所にまで広がるという網羅性や、30分単位という随時性を有するビッグデータとして、様々な分野での活用可能性が高まっている。

こうした電力データの活用を認めることは、政府全体のデータ活用を促進する動向にも合致している。一方、電力データの利用・提供を認めるに当たっては、電気の利用者の利益を確保する観点から、例えば電気の利用者に対して適切な説明がなされ、同意を得ていることが必要となる。加えて、こうした情報の利用・提供を認める中にあっても、小売電気事業者間の適正な競争関係や、電気の利用者の利益が阻害されることとなっていないか、データ活用に係る時代の要請を踏まえつつ、適切な規律を課す必要がある。

このため、令和4年4月1日に施行された強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）により、電力データ活用の適正化を目的とする自主規制組織（認定協会）を電事法上に位置付け、電力データ活用に関する各種ルール作りや電力データ利用状況の監視等の業務を行わせることとし、一般送配電事業者は、当該組織に対して電力データを提供することができることとされた。

3. 審査内容について

認定基準は以下のとおり。

(認定電気使用者情報利用者等協会の認定)

第三十七条の四 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、電気利用者情報を利用しようとする者並びに前条第一項の規定により電気利用者情報を提供しようとする一般送配電事業者及び配電事業者（第二号において「電気利用者情報利用者等」という。）が設立

した一般社団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「情報利用等適正化業務」という。）を行う者として認定することができる。

- 一 社員（以下この章において「会員」という。）による電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図ることにより電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること。
- 二 電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定款の定めがあること。
- 三 情報利用等適正化業務の適確な実施のために必要な業務の方法を定めているものであること。
- 四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

上記の認定基準のより具体的な審査基準は、「電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について」（参考資料）のとおり。

3. 審査結果について

認定申請について、「電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について」（参考資料）に照らして特段の問題はないと判断される（別紙）。委員会として、資料5-2のとおり、当該認定を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

44 (参考)

45 ○関連条文

46 【電気事業法】

47 (電気使用者情報の提供の禁止の例外)

48 第三十七条の三 第二十三条第一項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は、
49 認定電気使用者情報利用者等協会(次条の規定による認定を受けた者をいう。以下同じ。)に対
50 し、同項第一号の電気の利用者に関する情報(同号の経済産業省令で定めるものを除く。以下
51 「電気使用者情報」という。)を提供することができる。

52 2 前項の規定は、電気使用者情報の提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではな
53 い。

54

55 (認定電気使用者情報利用者等協会の認定)

56 第三十七条の四 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、電気使用者情報を利用
57 しようとする者並びに前条第一項の規定により電気使用者情報を提供しようとする一般送配電
58 事業者及び配電事業者(第二号において「電気使用者情報利用者等」という。)が設立した一
59 般社団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、次条
60 に規定する業務(以下この章において「情報利用等適正化業務」という。)を行う者として認
61 定することができる。

62 一 社員(以下この章において「会員」という。)による電気使用者情報の利用及び提供の適
63 正化を図ることにより電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とする
64 こと。

65 二 電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定款の定めがあること。

66 三 情報利用等適正化業務の適確な実施のために必要な業務の方法を定めているものであるこ
67 と。

68 四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するもの
69 であること。

70

71 (認定電気使用者情報利用者等協会の業務)

72 第三十七条の五 認定電気使用者情報利用者等協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

73 一 一般送配電事業者又は配電事業者が第三十七条の三第一項の規定により提供した電気使用
74 者情報を会員に提供する業務

75 二 会員が電気使用者情報の利用及び提供をするに当たり、この法律その他の法令の規定及び
76 第四号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

77 三 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な指導、勧告その他
78 の業務

79 四 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱
80 い及び安全管理のために必要な規則の制定

81 五 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分又は前号の規則の遵守の状況
82 の調査

- 六 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提供
- 七 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の利用者からの苦情の処理
- 八 電気の利用者に対する広報
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資する業務

(定款の必要的記載事項)

第三十七条の十 認定電気使用者情報利用者等協会は、その定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十七条の四第二号に規定する定款の定めのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は第三十七条の五第四号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

一～十三 (略)

十四 第三十七条の四の規定による認定をしようとするとき。

十五・十六 (略)

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

【電気事業法施行規則】

(認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請)

第四十七条の十の二 法第三十七条の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時)における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

123 六 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類
124 七 役員の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に
125 規定する旧氏をいう。)及び名を当該役員の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合にお
126 いて、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証
127 する書類
128 3 経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要
129 と認める書類の提出を求めることができる。
130
131 **【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等】**
132 (55) 第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定
133 第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定に係る審査基準について
134 は、同条に認定の基準が規定されており、より具体的な審査基準については「電気事業法第37
135 条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について」(別添4)のとお
136 りとする。
137
138 **【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 別添4】**
139 参考資料のとおり

(参考資料)

別添 4

電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号。）第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会（以下「認定協会」という。）の認定に係る審査基準については、同条各号に認定の基準が規定されているところであり、同条第3号及び第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

認定協会の認定については、次に掲げる事項が、認定電気使用者情報利用者等協会認定申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認定しないものとする。

1. 認定協会の定める規則等に記載されている内容について、業務が適確に行われることが認められることの基準

（1）第37条の5第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 電気使用者からの同意の取得に当たって次に掲げる点に留意されている旨

イ 電気使用者が電気使用者情報の提供に同意するか否かの選択の機会について、その任意性を具体的に、分かりやすく本人に示していること。

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者から電気使用者情報を取得し、電気使用者情報の利用者である会員（以下「利用会員」という。）に提供する場合は、少なくとも次に掲げる事項を認定協会又は当該電気使用者情報の提供を受ける利用会員から電気使用者に明示した上で、本人の同意を得ること。

（i） 認定協会を運営する申請事業者の名称又は氏名

（ii） 個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先

（iii） 認定協会の行う事業、対象とする電気使用者情報の範囲、事業による便益及び利用目的に応じたリスク

（iv） 同意取得の対象となる電気使用者情報、その取得の方法及び利用会員の利用目的

（v） 利用会員の名称及び業種

（vi） 利用会員への電気使用者情報の提供に係る条件

（vii） 利用会員への提供に係る判断の一部又は全部を認定協会に委任している場合は、利用目的に関する判断基準及び判断プロセス

（viii） 利用会員への電気使用者情報提供の方法

（ix） 電気使用者情報の訂正等を行った場合に当該電気使用者情報を利用会員に提供する場合はその旨

（x） 電気使用者情報の提供に関する利用会員との契約がある場合はその旨

（xi） 電気使用者情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合はその旨

（xii） 開示等の請求等に応じる旨及び問合せ窓口

（xiii） 認定協会が提供する機能及び当該機能を利用するための手続

（xiv） 電気使用者が認定協会の相談窓口を利用するための手続

（xv） 電気使用者が電気使用者情報を提供することの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

(xvi) 電気使用者から当該電気使用者の電気使用者情報の利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合の、既に利用会員に提供された電気使用者情報の取扱い
ハ 利用会員に、その新しい利用目的のために電気使用者情報を提供する前に、電気使用者にその目的を明示し、同意を得ること。

② 電気使用者情報の収集に当たって次に掲げる点に留意されている旨

イ 電気使用者情報の収集にあたっては、適用される法令を遵守するとともに、特定された目的のために最低限必要であるものに制限して収集すること。

ロ 収集する電気使用者情報の範囲及びそれを収集する正当な理由を明確にすること。

ハ 電気使用者情報が、利用目的に照らして、正確性が十分であり、品質が確保できるような適切な収集手順を定めること。

ニ 当該電気使用者情報の保存又は提供等がなされる前に、収集した電気使用者情報の信頼性を確保すること。

ホ 電気使用者による電気使用者情報の変更の請求があった場合、小売電気事業者の窓口を紹介する等の必要な手続きを案内すること。

ヘ 収集及び保管している電気使用者情報の正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定めること。

③ 収集した電気使用者情報の利用、保持及び提供が、次に掲げる点に留意して制限されている旨

イ 電気使用者情報にアクセスする者の数を最低限に抑えること。

ロ 電気使用者情報の利用の目的が終了している場合は、当該電気使用者情報を確実に消去すること（適用される法令により当該電気使用者情報の保存が求められている場合を除く。）。

ハ 電気使用者情報の利用、保持及び提供が、具体的、明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定すること。

ニ 適用される法令によって、異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、収集の前に特定した利用目的に電気使用者情報の利用を限定すること。

ホ 定められた利用目的が無効になったが、適用される法令が保持を要求している場合は、全ての電気使用者情報を保存し、安全を確保すること。

ヘ 電気使用者情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

(i) 特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結すること。

(ii) 委託先を選定する基準を定め、当該基準には、少なくとも委託する業務に関して、認定協会と同等以上の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できることを含めること。

(iii) 委託する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

(iv) 委託先に対し、次に示す事項を契約によって規定し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保すること。

a) 委託先との責任の明確化

b) 電気使用者情報の安全管理に関する事項

c) 再委託に関する事項

d) 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容及び頻度

- e) 契約内容が遵守されていることを定期的及び適宜に確認できること
- f) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- g) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- h) 契約終了後の措置

(v) (iv) の契約に係る契約書などの書面を、少なくとも電気使用者情報の保有期間にわたって保存すること。

④ 次に掲げる事項を含めた情報利用等適正化業務に係る情報提供を電気使用者等に行う旨
イ 個人情報保護を推進する上での考え方、方針並びにその実践方法及び電気使用者情報の取扱い手順について、明確かつ入手が容易な方法で本人に提供すること。

ロ 次に掲げる点を電気使用者本人に通知又は公表すること。

(i) 電気使用者情報が利用会員に提供、保存等される旨

(ii) 電気使用者情報が提供される可能性がある利用会員の氏名及び連絡先並びに個人情報保護管理者の氏名及び職名並びに所属

(iii) 電気使用者情報の取扱いの委託先がある場合は、その氏名及び連絡先並びに個人情報保護管理者の氏名及び職名並びに所属

ハ 電気使用者情報の取扱い手順に大きな変更があった場合には、電気使用者に通知すること。

⑤ 次に掲げる事項を含めた利用会員との契約約款等を策定及び公表する旨

イ 電気使用者情報の提供の方法

ロ 電気使用者情報の利用の目的

ハ 相談や問合せを行う方法

ニ 電気使用者から同意の撤回があった場合の対応

⑥ 電気使用者との合意に係る契約約款等には、次に掲げる事項を含むこと。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）をはじめ、関係する法令等を遵守する旨

ロ 電気使用者情報に安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行う旨

ハ 善良な管理者の注意をもって電気使用者情報の管理・利用を行う旨

ニ 対象とする電気使用者情報、その取得の方法及び利用目的

ホ 電気使用者情報を利用会員に提供する場合の提供先利用会員及びその利用目的に関する判断基準等

ヘ 電気使用者情報の提供先利用会員の氏名

ト 電気使用者が自らの情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合の取扱い

チ 電気使用者情報の取扱いの委託を行う場合には、関係法令に基づき必要な監督を行う旨

⑦ 電気使用者が電気使用者情報を自ら管理するために認定協会が次に掲げる点に留意する旨

イ 認定協会による電気使用者情報の利用会員への提供に係る条件の指定及び変更について、次に掲げる機能を具備すること。

(i) 提供先、利用目的及びデータ範囲について、電気使用者が選択できるよう適切な選択肢が提示できる機能

(ii) (i) の選択を実効的なものとするための適切な機能

- ロ 電気使用者が自身の電気使用者情報の利用会員への提供履歴を閲覧可能であること。
 - ハ 電気使用者から当該電気使用者の電気使用者情報の利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合、その依頼以降、その電気使用者情報を利用会員に提供しないこと。
 - ニ 認定協会が保有する電気使用者情報について、電気使用者本人から開示の請求があった場合は、対応すること。
 - ホ ニの開示については、簡易迅速かつ電気使用者に負担のない仕組みにより、保有する電気使用者情報の開示の請求を可能とすること。
- (2) 第37条の5第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- イ 電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則を遵守させるために会員に対して、必要な指導及び助言を行うこと。
 - ロ 会員が電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則に違反した場合、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を行うべき旨を勧告すること。
 - ハ ロの勧告に従わない場合は、当該会員を除名すること。
- (3) 第37条の5第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも第37条の5第4号の規則等のうち、望ましい行為として記載される行為を遵守しておらず、かつ、その理由を説明していない会員に対し、説明を行うよう、必要な指導及び勧告その他必要な措置を行うことが記載されていること。
- (4) 第37条の5第4号の規則に少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 利用会員の入会にあたっては、少なくとも2.(1)及び(2)の対応を行う能力を有することを確認する旨
 - ② ①の能力については、第三者の認証を得ていることを確認する旨
 - ③ 電気使用者情報の提供にあたっては、利用会員の利用目的が、適用される法令を遵守していることを確認する旨
 - ④ 利用会員における電気使用者情報の共同利用（個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。）を、電気使用者情報の共同利用を行う者が全て協会の会員である場合を除き禁止する旨
 - ⑤ 利用会員は、特定した利用目的の範囲内でのみ電気使用者情報を利用する旨
 - ⑥ 認定協会は、利用会員及び電気使用者情報を提供する一般送配電事業者又は配電事業者（以下「提供会員」という。）と次に示す事項を含めた契約を締結し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保する旨
 - イ 利用会員と認定協会の責任の明確化
 - ロ 電気使用者情報の安全管理に関する事項
 - ハ 利用会員が電気使用者情報の取扱いを他の者に委託する場合は、当該委託に関する事項
 - ニ 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容
 - ホ 必要に応じた認定協会の利用会員に対する調査及び報告の徴収の実施
 - ヘ 損害賠償責任
 - ト 認定協会が利用会員に提供する電気使用者情報の取扱いや利用条件
 - チ 契約内容が遵守されていることの定期及び適宜の確認に関する事項
 - リ 契約内容が遵守されなかった場合の措置

ヌ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

ル 契約終了後の電気使用者情報の取扱い

⑦ 認定協会、利用会員及び提供会員は、⑥の契約書を少なくとも認定協会及び利用会員の電気使用者情報の保有期間にわたって保存する旨

⑧ 利用会員から電気使用者以外の他の第三者への電気使用者情報の再提供を、次に掲げる条件を全て満たす場合を除き禁止する旨

イ 再提供を行う合理的な理由があること。

ロ 再提供先が①及び②の要件を満たしていること。

ハ 再提供を行う利用会員は、再提供先について、以下に掲げる事項を認定協会に報告すること。

(i) 再提供先の名称及び業種

(ii) 再提供先の電気使用者情報の利用目的

(iii) 再提供する電気使用者情報

(iv) 再提供先に対して電気使用者情報の開示等を請求等する際の窓口

ニ 電気使用者に対して、当該再提供先を明示し、利用会員から再提供先へ電気使用者情報の第三者提供を行うことの同意を取得していること。

⑨ 再提供先からの更なる第三者への提供は認められない旨

⑩ 提供する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、認定協会は、利用会員に対して必要かつ適切な監督を行う旨

(5) 第37条の5第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 電気事業法に基づく命令若しくは処分又は会員の第37条の5第4号の規則の遵守の状況の調査のために必要な限度において、認定協会は会員に対して報告を求めることができる旨

② 会員が正当な理由なく①の求めに応じない場合、認定協会は第37条の5第2号の指導又は勧告を行うことができる旨

(6) 第37条の5第6号に掲げる業務に関する事項

(7) 第37条の5第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 認定協会が電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等の窓口となり、一義的な説明責任を負う旨

② 電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等は、少なくとも電話及び電子メールにより受け付ける旨

(8) 第37条の5第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 契約約款等に関する事項等の重要事項の変更を電気使用者に分かりやすく開示する旨

② 電気使用者情報の活用実績やそれによる社会的便益に関して、定期的に公表を行う旨

2. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有することが認められることの基準

(1) JIS(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。

以下同じ。)Q 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応が可能であること。

- (2) JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応が可能であること。
- (3) 固有のデータセンター又はそれと同等の管理が可能なデータセンターを確保すること。
- (4) 固有のデータセンター以外のデータセンターを利用する場合は、当該データセンターで取り扱われる電気使用者情報に関する準拠法及び訴えの裁判管轄に留意すること。
- (5) 提供会員から電気使用者情報を受領する機器及び利用会員に電気使用者情報を提供する機器を特定し、それ以外の機器では、受領又は提供ができないよう技術的及び物理的な対策を講じること。
- (6) 個人情報保護法や消費者契約法（平成12年法律第61号）等の認定協会が業務を行う上で遵守する必要のある関係法令を熟知していること。
- (7) 次に掲げる要件を満たす諮問体制を設置すること。
 - ① 個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成されていること。
 - ② 情報利用等適正化業務に係る次に掲げる点の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を少なくとも年1回程度行うこと。
 - イ 事業スキーム
 - ロ 残存リスク
 - ハ 個人情報の取扱い
 - ニ ユーザーインターフェイス
 - ホ 電気使用者と認定協会の契約の内容
 - ヘ 利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- ③ ②の会合の議事概要が公表されること。
- (8) 財産的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
 - ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。
 - ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
 - ③ 運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること。
 - ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
 - ⑤ 利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること。

(別紙)

●認定基準（第 37 条の 4 各号）	確認資料	チェック
(1) 電気使用者情報利用者等(※)が設立した一般社団法人であること（本文） ※「電気使用者情報を提供しようとする者」及び「電気使用者情報を利用しようとする者」	申請書 定款	✓
(2) 会員による電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図ることにより電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること（1 号）	定款	✓
(3) 電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定款の定めがあること（2 号）	定款	✓
(4) 情報利用等適正化業務の適確な実施のために必要な業務の方法を定めているものであること（3 号）	定款 業務規程 説明資料	✓
(5) 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること（4 号）	説明資料	✓

【電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（別添 4）】

※下記表中「資料 4 - 1」「資料 4 - 2」は、委員会資料 5 - 1 中における資料番号をいう。

●認定基準（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等）	確認資料	チェック
1-1. 情報利用等適正化業務が適確に行われることが認められることの基準（法第 37 条の 4 第 3 号関係）		
(1) 電気使用者情報を会員に提供する業務に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること（法第 37 条の 5 第 1 号関係） ・電気使用者からの同意の取得に当たって選択の機会などに留意されている旨 ・電気使用者情報の収集に当たって、適用される法令を遵守するとともに、特定された目的のために最低限必要であるものに制限して収集することなどに留意されている旨 ・収集した電気使用者情報の利用、保持及び提供が、電気使用者情報にアクセスする者の数を最低限に抑えることなどに留意して制限されている旨 ・個人情報保護を推進する上での考え方、方針並びにその実践方法及び電気使用者情報の取扱い手順について、明確かつ入手が容易な方法で本人に提供することなどの事項を含めた情報利用等適正化業務に係る情報提供を電気使用者等に行う旨 ・電気使用者情報の提供の方法などの事項を含めた利用会員との契約約款等を策定及び公表する旨 ・電気使用者との合意に係る契約約款等には、個人情報保護法をはじめ、関係する法令等を遵守するなどの事項を含むこと	業 3 条 業 4 条 業 7 条 業 5 条 業 6 条 業 9 条 業 9 条 業 9 条	✓

・電気使用者が電気使用者情報を自ら管理するために、電気使用者情報の利用会員への提供に係る条件の指定及び変更について、電気使用者へ適切な選択肢が提示できるなどの機能を具備すること	業 7 条	
(2) 会員が電気使用者情報を利用及び提供するに当たり、法令等を遵守させるための会員に対する指導、勧告等の業務に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 2 号関係)</u> ・電気事業法その他の法令の規定及び第 3 7 条の 5 第 4 号の規則を遵守させるために会員に対して、必要な指導及び助言を行うこと ・会員が電気事業法その他の法令の規定及び第 3 7 条の 5 第 4 号の規則に違反した場合、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を行うべき旨を勧告すること ・勧告に従わない場合は、当該会員を除名すること	業 10 条 業 10 条 業 10 条	✓
(3) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な指導、勧告等の業務に関する事項として、第 3 7 条の 5 第 4 号の規則等のうち、望ましい行為として記載される行為を遵守しておらず、かつ、その理由を説明していない会員に対し、説明を行うよう、必要な指導及び勧告その他必要な措置を行うことが記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 3 号関係)</u>	業 10 条	✓
(4) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化、情報の適正な取扱い及び安全な管理のために必要な規則に次に掲げる事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 4 号関係)</u> ・利用会員の入会にあたっては、情報セキュリティ及び個人情報保護の対応を行う能力を有することを確認する旨及び第三者の認証を得ていることを確認する旨 ・電気使用者情報の提供にあたっては、利用会員の利用目的が、適用される法令を遵守していることを確認する旨 ・利用会員における電気使用者情報の共同利用を、電気使用者情報の共同利用を行う者が全て協会の会員である場合を除き禁止する旨 ・利用会員は、特定した利用目的の範囲内でのみ電気使用者情報を利用する旨 ・認定協会は、責任の明確化などの事項を含めた契約を利用会員及び提供会員と利用会員と締結し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保する旨 ・認定協会、利用会員及び提供会員は、契約書を少なくとも電気使用者情報の保有期間にわたって保存する旨 ・利用会員から電気使用者以外の他の第三者への電気使用者情報の再提供を、再提供を行う合理的な理由があることなどの条件を全て満たす場合を除き禁止する旨 ・再提供先からの更なる第三者への提供は認められない旨	業 12 条 会 12 条 会 1 条 業 5 条 会 6 条 会 6 条 業 9 条 業 9 条 業 5 条 業 5 条	✓

・提供する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、認定協会は、利用会員に対して必要かつ適切な監督を行う旨	業 10 条	
(5) 会員の法令等の遵守状況の調査業務に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 5 号関係)</u> ・電気事業法に基づく命令若しくは処分又は会員の第 3 7 条の 5 第 4 号の規則の遵守の状況の調査のために必要な限度において、認定協会は会員に対して報告を求めることができる旨 ・会員が正当な理由なく求めに応じない場合、認定協会は第 3 7 条の 5 第 2 号の指導又は勧告を行うことができる旨	業 10 条 業 10 条	✓
(6) 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提供の業務に関する事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 6 号関係)</u>	業 13 条 会 13 条	✓
(7) 情報の利用及び提供に関する苦情の処理に業務に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 7 号関係)</u> ・認定協会が電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等の窓口となり、一義的な説明責任を負う旨 ・電気使用者からの問合せ、苦情及び相談等は、電話及び電子メールにより受け付ける旨	業 8 条	✓
(8) 電気の使用者に対する広報業務に関する事項として、次に掲げる事項が記載されていること <u>(法第 37 条の 5 第 8 号関係)</u> ・契約約款等に関する事項等の重要事項の変更を電気使用者に分かりやすく開示する旨 ・電気使用者情報の活用実績やそれによる社会的便益に関して、定期的に公表を行う旨	業 9 条 第 7 条	✓
2-1. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することが認められることの基準 <u>(法第 37 条の 4 第 4 号関係)</u>		
・JISQ 27001 に準拠した情報セキュリティ及び JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応が可能であること	資料 4-1 P.8、資料 4-2	✓
・固有のデータセンター又はそれと同等の管理が可能なデータセンターを確保すること ・固有のデータセンター以外のデータセンターを利用する場合は、当該データセンターで取り扱われる電気使用者情報に関する準拠法及び訴えの裁判管轄に留意すること	資料 4-1 P.15	✓

・提供会員から電気使用者情報を受領する機器及び利用会員に電気使用者情報を提供する機器を特定し、それ以外の機器では、受領又は提供ができないよう技術的及び物理的な対策を講じること	資料 4-1 P.8	✓
・個人情報保護法や消費者契約法等の認定協会が業務を行う上で遵守する必要のある関係法令を熟知していること	資料 4-1 P.15	✓
・個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成される諮問体制を設置し、情報利用等適正化業務に係る「事業スキーム、残存リスク、個人情報の取扱い、ユーザーインターフェイス、電気使用者と認定協会の契約の内容、利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策」の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を年 1 回程度行い、議事概要を公表すること	資料 4-1 P.17	✓
2-2. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる財産的基礎を有することが認められることの基準（法第 37 条の 4 第 4 号関係）		
・業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること	資料 4-1 P.20	✓
・会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること	資料 4-1 P.23	✓
・運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること	資料 4-1 P.20	✓
・経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること	資料 4-1 P.24	✓
・利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること	資料 4-1 P.25	✓

経済産業省

20220603資第5号

令和4年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

認定電気使用者情報利用者等協会の認定について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第14号の規定により、別添の申請に係る同法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定について、貴委員会の意見を求めます。

認定電気使用者情報利用者等協会認定申請書

2022 年 6 月 3 日

経済産業大臣 殿

東京都千代田区一番町 1 3-1 新半蔵門ビル 1 階
一般社団法人 電力データ管理協会
代表理事 森川 博之
代表理事 平井 崇夫

電気事業法第三十七条の四の規定に基づき、認定電気使用者情報利用者等協会の認定を受けたいので、電気事業法施行規則第四十七条の十の二に規定する書類を添えて申請します。

1. 名称

一般社団法人 電力データ管理協会

2. 事務所の所在の場所

東京都千代田区一番町 1 3-1 新半蔵門ビル 1 階

3. 役員の氏名及び会員の名称

別紙のとおり

＜役員の氏名＞

役職	氏名	現所属
代表理事	森川 博之	東京大学 教授
代表理事	平井 崇夫	株式会社G D B L 代表取締役
理事	池上 洋行	ヒラソル・エナジー株式会社 取締役 CT0
理事	有田 一平	ENECHANGE 株式会社 代表取締役
理事	及川 浩	三ッ輪ホールディングス株式会社 取締役
理事	新貝 英己	東芝エネルギーシステムズ株式会社 マーケティングエグゼクティブ
理事	東 修平	株式会社リバスタ 事業本部長
監事	鎌田 長明	鎌長製衡株式会社 代表取締役 社長

＜会員の名称＞

名称	区分 (設立時社員)	区分 (提供者・利用者)
株式会社G D B L	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
ヒラソル・エナジー株式会社	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
ENECHANGE 株式会社	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
三ッ輪ホールディングス株式会社	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
東芝エネルギーシステムズ株式会社	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
株式会社リバスタ	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
鎌長製衡株式会社	設立時社員	電気使用者情報を利用しようとする者
北海道電力ネットワーク株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
東北電力ネットワーク株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
東京電力パワーグリッド株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
中部電力パワーグリッド株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
北陸電力送配電株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
関西電力送配電株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
中国電力ネットワーク株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
四国電力送配電株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
九州電力送配電株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者
沖縄電力株式会社	設立時社員	電気使用者情報を提供しようとする者

添付書類一覧

1. 定款
2. 登記事項証明書
3. 情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類
4. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
及び財産的基礎を有することを明らかにする書類
5. 役員の履歴書及び住民票の抄本

認定申請時の添付書類一覧

電気事業法施行規則 (認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。		認定申請時の添付書類
一	定款	1. 定款
二	登記事項証明書	2. 登記事項証明書
三	情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類	3-1. 業務規程 3-2. 会員規程
四	情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類	4-1. 知識・能力及び財産的基礎に関する説明資料 4-2. 情報セキュリティ方針・個人情報保護セキュリティ方針・JISQ対応内容 4-3. 諮問委員会規程
五	最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあってはその設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類	
六	役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類	5. 履歴書及び住民票
七	役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を当該役員の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類	無し

一般社団法人電力データ管理協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人電力データ管理協会 (Secured Meter Data Sharing Association) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、電力データの利用者と提供者が社員となり、社員間の緊密な連携をもって電力データを安全かつ適正に利用・提供できる環境を整備することにより、社会の発展に寄与するとともに、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の電力データ（電気使用者情報を含む）の提供、加工及びこれらの管理
- (2) 電力データの安全かつ適正な利用に係る普及啓発、指導勧告及び情報提供
- (3) 前各号に附帯する一切の業務
- (4) その他当法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、全国において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、データ利用会員及びデータ提供会員をもって正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) データ利用会員 電力データを利用するために入会した法人

データ利用会員のうち、この法人の設立時に基金拠出する法人をデータ利用会員A、設立時に基金拠出しない法人をデータ利用会員Bとする。

- (2) データ提供会員 電力データを提供するために入会した一般送配電事業者又は配電事業者

(入 会)

第6条 データ利用会員及びデータ提供会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(会 費)

第7条 データ利用会員は、理事会において別に定める会費規程に従い、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費又は理事会において別に定める利用料金を2カ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則又は電気事業法の関係法令に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、以下のとおりとする。

- (1) データ利用会員 A 1社につき5個
- (2) データ利用会員 B 1社につき1個
- (3) データ提供会員 1社につき1個

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の帰属
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 17 条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」に別の規定がある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の定めにかかわらず、第 13 条 3 号に係る決議については、総会員の半数以上であって、データ利用会員の議決権及びデータ提供会員の議決権のそれぞれ 3 分の 2 の同意を要するものとする。

(議決権の代理・書面による行使、決議の省略)

第 19 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名以上を代表理事とする。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選定する。
- 3 理事のうち、理事いずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務執行の意思決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 25 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員の報酬は、理事会において別に定める役員報酬規程に従う。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会において任期を定めたとえで選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設 置)

第31条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(種類及び開催)

第 33 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項及び第 25 条第 4 号の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(会計原則等)

第 44 条 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の配分禁止)

第 45 条 この法人は剰余金の配分は行わない。

第 6 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第 46 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 47 条 拠出された基金の返金は、理事会において別に定める基金規程に従って行う。

(基金の返還の手続)

第 48 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会において別に定める基金規程に従って行う。

(代替基金の積立)

第 49 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法人は、社員総会の特別決議により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 52 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈

与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、代表理事が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類

(6) 監査報告書

(7) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(定款の施行日)

第58条 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第 59 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 60 条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	森川博之
設立時代表理事	森川博之
設立時理事	平井崇夫
設立時代表理事	平井崇夫
設立時理事	池上洋行
設立時理事	有田一平
設立時理事	及川 浩
設立時理事	新貝英己
設立時理事	東 修平
設立時監事	鎌田長明

(設立時社員の氏名及び住所)

第 61 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

株式会社 GDBL	東京都千代田区一番町 13 番 1 号
ヒラソル・エナジー株式会社	東京都文京区本郷七丁目 3 番地 1 号
鎌長製衡株式会社	香川県高松市牟礼町牟礼 2246 番地
ENECHANGE 株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
三ッ輪ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目 14 番 24 号
東芝エネルギーシステムズ株式会社	神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
株式会社リバスタ	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 36 号
北海道電力ネットワーク株式会社	札幌市中央区大通東一丁目 2 番地
東北電力ネットワーク株式会社	仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
中部電力パワーグリッド株式会社	名古屋市東区東新町 1 番地
北陸電力送配電株式会社	富山市牛島町 15 番 1 号
関西電力送配電株式会社	大阪市北区中之島三丁目 6 番 16 号
中国電力ネットワーク株式会社	広島市中区小町 4 番 33 号
四国電力送配電株式会社	香川県高松市丸の内 2 番 5 号
九州電力送配電株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

以上、一般社団法人電力データ管理協会設立のための定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年 月 日

設立時社員 株式会社GDBL 代表取締役 平井崇夫

設立時社員 ヒラソル・エナジー株式会社 代表取締役 李旻

設立時社員 鎌長製衡株式会社 代表取締役 鎌田長明

設立時社員 ENECHANGE株式会社 代表取締役 有田一平

設立時社員 ミツ輪ホールディングス株式会社 代表取締役 尾日向竹信

設立時社員 東芝エネルギーシステムズ株式会社 代表取締役 小西崇夫

設立時社員 株式会社リバスタ 代表取締役 高橋 巧

設立時社員 北海道電力ネットワーク株式会社 代表取締役 藪下裕己

設立時社員	東北電力ネットワーク株式会社 代表取締役 坂本光弘
設立時社員	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役 金子禎則
設立時社員	中部電力パワーグリッド株式会社 代表取締役 清水隆一
設立時社員	北陸電力送配電株式会社 代表取締役 水野弘一
設立時社員	関西電力送配電株式会社 代表取締役 土井義宏
設立時社員	中国電力ネットワーク株式会社 代表取締役 松岡秀夫
設立時社員	四国電力送配電株式会社 代表取締役 横井郁夫
設立時社員	九州電力送配電株式会社 代表取締役 廣渡 健
設立時社員	沖縄電力株式会社 代表取締役 本永浩之

2022 年 6 月 2 日 制定

業務規程

(目的)

第 1 条 この業務規程（以下、「本規程」という。）は、一般社団法人電力データ管理協会（以下「本協会」という。）の業務に関する事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

2 業務の実施に係る事項は、本規程及び本協会が定める諸取扱いによるほか、電気事業法、個人情報保護法及び関係法令が定めるところによるものとする。

(定義)

第 2 条 本規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 電力データ

次 3 号に定める個データ、統計データ、匿名加工データを総称して電力データという。

(2) 個データ

需要場所ごとの電気使用者情報及び発電場所ごとの電気供給事業者情報をいう。

(3) 統計データ

個データを集計、加工し、特定の個人又は法人を識別できないようにしたデータをいう。

(4) 匿名加工データ

個データを加工し、特定の個人又は法人を識別できないようにしたデータをいう。

(5) 電気使用者等

需要場所における需要者たる個人又は法人ならびに発電場所における発電者たる個人又は法人を総称して電気使用者等という。

(6) 利用会員

本協会のデータ利用会員をいう。

(7) 提供会員

本協会のデータ提供会員をいう。

(個データの利用同意)

第 3 条 本協会は、ホームページへの掲載や同意確認時の説明資料などを通じて、あらかじめ次の各号を電気使用者等に提示のうえ、利用会員に対する個データの提供についての同意を確認する。

(1) 本協会の名称

(2) 本協会における個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先

(3) 本協会の行う事業、対象とする個データの範囲、事業による便益及び利用目的に応じたりスク

- (4) 同意取得の対象となる個データ、その取得の方法及び利用会員の利用目的
 - (5) 利用会員の名称及び業種
 - (6) 利用会員への個データの提供に係る条件
 - (7) 利用会員への個データの提供に係る判断の一部又は全部を本協会に委任している場合は、利用目的に関する判断基準及び判断プロセス
 - (8) 利用会員への個データ提供の方法
 - (9) 個データの訂正等を行った場合に当該個データを利用会員に提供するときはその旨
 - (10) 個データの提供に関する利用会員との契約がある場合はその旨
 - (11) 個データの取扱いの委託を行うことが予定される場合はその旨
 - (12) 開示等の請求等に応じる旨及び問合せ窓口
 - (13) 本協会が提供する機能及び当該機能を利用するための手続
 - (14) 電気使用者等が本協会の相談窓口を利用するための手続
 - (15) 電気使用者等が個データを提供することの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果
 - (16) 電気使用者等から当該電気使用者等の個データの利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合の、既に利用会員に提供された個データの取扱い
- 2 本協会による同意確認においては、提供会員から本協会に個データが提供されること及び本協会から利用会員に個データが提供されることの双方について実施する。この際、提供会員が保有する個データには小売電気事業者から共同利用により提供された住所・氏名等の情報が含まれることから、小売電気事業者の共同利用目的の変更及び当該情報が託送供給業務以外の目的で利用される点についても、併せて同意を確認する。
- 3 本協会は、個データの提供の同意、本人性の確認及び対象となる電気契約の確認がすべて整った場合にのみ利用会員に個データを提供する。
- 4 本協会による同意確認においては、電気使用者等が自らの個データの提供に同意するか否かの選択の機会に係る任意性を具体的かつ分かりやすく提示する。
- 5 個データの提供の同意は、利用目的ごとに確認する。なお、複数の利用目的や包括的な利用目的で同意を取得する場合には、その旨を電気使用者等に明示する。

(個データの収集)

第4条 本協会は、目的のために最低限必要な項目のみに限定して個データを収集する。

- 2 本協会は、個データの収集にあたり、収集する個データの範囲及び収集する正当な理由を明確にする。
- 3 本協会は、個データの利用目的に照らし、十分な正確性と品質を確保するための適切な手順を定める。
- 4 本協会は、個データの保存又は提供等がなされる前に、収集した個データの信頼性を確保する。
- 5 本協会は、収集及び保管している個データの正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定める。

(個データの利用、保持及び提供)

第5条 本協会は、法令に基づき異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、個データを収集する前に特定した具体的・明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定して、個データの利用、保持及び提供を行う。

2 本協会は、個データの利用、保持及び提供にあたり、個データにアクセスする者の数を最低限に限定する。

3 本協会は、利用目的が終了している場合、当該情報を確実に消去する。ただし、法令に基づき必要があるときは、当該法令の対象となる全ての個データを保存し、安全を確保する。

4 本協会は、利用会員が個データの共同利用（個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。）を希望する場合、当該の共同利用を行う者が全て本協会の利用会員であることを確認する。

5 本協会は、個データを利用する利用会員が当該の電気使用者等以外の第三者に個データを再提供する場合には、次の各号に定める条件をすべて満たしていることを確認する。

- (1) 再提供を行う合理的な理由があること。
- (2) 再提供先が利用会員と同等の情報セキュリティ及び個人情報保護に係る要件を満たしていること。
- (3) 再提供を行う利用会員が、次の各号細分に定める事項を本協会に報告すること。
 - イ) 再提供先の名称及び業種
 - ロ) 再提供先の個データの利用目的
 - ハ) 再提供する個データ
- 二) 個データの開示等を請求等する際の再提供先における窓口
- (4) 再提供を行う利用会員が、電気使用者等に対して、当該再提供先を明示し、利用会員から再提供先へ個データの第三者提供を行うことの同意を取得していること。
- (5) 再提供先からの更なる第三者への提供は行わないこと。

(個データ取扱いの委託)

第6条 本協会が個データにかかる取扱いの全部又は一部を委託する場合の取扱いは、次の各号による。

- (1) 本協会は、特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 本協会は、当該委託先が本協会と同等以上の個人情報保護の水準にあることについて客観的に確認できることを業務委託の条件とする。
- (3) 本協会は、個データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (4) 本協会は、個データにかかる十分な保護水準を確保するため、次の内容を委託契約で規定する。
 - イ) 委託先の責任範囲
 - ロ) 個データの安全管理に関する事項
 - ハ) 再委託に関する事項
 - 二) 個データの取扱状況に関する報告の内容及び頻度

- ホ) 契約内容が遵守されていることの定期及び適宜の確認
 - へ) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - ト) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - チ) 契約終了後の措置
- (5) 個データにかかる委託先との契約関係書類は、当該個データの保有期間にわたって保存する。

(トレーサビリティ及び情報開示)

第7条 本協会は、電気使用者等が自らの個データの提供先・利用目的・提供範囲を適切に選択できる仕組みを整備するため、提供履歴を閲覧できる機能、提供・利用を停止する機能及び簡易迅速かつ電気使用者等に負担のない仕組みにより開示請求できる機能を、電気使用者等に提供する。

- 2 本協会が電気使用者等から自らの個データについて利用会員への提供・利用停止の依頼を受けた場合、本協会は、その依頼以降、すみやかに利用会員への個データの提供を停止するための適切な処置を行う。
- 3 本協会は、電気使用者等から自らの個データの変更にかかる請求を受けた場合、小売電気事業者の窓口を紹介する等、必要な手続きを案内する。
- 4 本協会は、電力データの活用実績やそれによる社会的便益に関して、定期的に公表を行う。

(電気使用者等からの問合せ)

第8条 本協会は、利用会員への個データの提供に同意した電気使用者等に対し、電話・電子メール等による問合せ、苦情及び相談等の窓口を設置し、必要な対応を行う。

- 2 前項に係る対応は、必要に応じ利用会員と協調して実施するほか、再発防止の観点からその経緯や対応結果を周知する。

(個データの提供に係る契約約款等)

第9条 本協会は、利用会員に対する個データの提供に関し、次の各号に定める内容を含む契約約款を策定し、公表する。

- (1) 個データの提供方法
 - (2) 個データの利用目的
 - (3) 相談や問合せを行う方法
 - (4) 電気使用者等から同意の撤回があった場合の対応
 - (5) 個データの利用条件
- 2 本協会は、電気使用者等との合意に係る契約約款及び説明資料等には、次の各号に定める内容を含めるものとする。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律など関係法令等を遵守すること
 - (2) 個データに安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと
 - (3) 善良な管理者の注意をもって個データの管理・利用を行うこと
 - (4) 対象とする個データ、その取得の方法及び利用目的

- (5) 個データを利用会員に提供する場合の提供先利用会員及びその利用目的に関する判断基準等
- (6) 個データの提供先利用会員の名称
- (7) 電気使用者等が自らの情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合の取扱い
- (8) 個データの取扱いの委託を行う場合には、関係法令に基づき必要な監督を行うこと
- (9) 契約約款等に係る重要事項について変更があった場合は、電気使用者等に分かりやすく開示すること

3 本協会は、個データの保護水準を担保する観点から、利用会員及び提供会員と次の各号に定める内容を含む契約を締結するものとし、その契約書を少なくとも本協会及び利用会員の個データの保有期間にわたって保存するものとする。

- (1) 利用会員と本協会の責任の範囲
- (2) 個データの安全管理に関する事項
- (3) 利用会員が個データの取扱いを他の者に委託する場合は、当該委託に関する事項
- (4) 個データの取扱状況に関する報告の内容
- (5) 必要に応じた本協会の利用会員に対する調査及び報告の徴収の実施
- (6) 損害賠償責任
- (7) 本協会が利用会員に提供する個データの取扱いや利用条件
- (8) 契約内容が遵守されていることの定期及び適宜の確認
- (9) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- (10) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- (11) 契約終了後の措置

(調査、指導、助言及び勧告)

第10条 本協会は、電気事業法に基づく命令若しくは処分又は個データに係る規程類の遵守状況を調査するため必要な限度において利用会員に報告を求めることができるものとし、利用会員はこれに応じなければならない。

- 2 本協会は、個データを利用する利用会員が本規程、本協会が定める諸取扱い、電気事業法、個人情報保護法及び関係法令において望ましい行為として記載される行為を遵守しておらず、かつ、その理由を説明していない場合には、説明を行うよう指導、助言及び勧告その他必要な措置を行う。
- 3 本協会は、利用会員における個データの利用に関し、本規程、本協会が定める諸取扱い、電気事業法、個人情報保護法及び関係法令に違反した場合又は本協会に対する債務が履行されない場合には、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を行うべき旨を当該の利用会員に勧告する。
- 4 本協会は、正当な理由なく前項の勧告に従わない利用会員に対し、データ提供の中止や除名などの必要な措置を行う。この場合、本協会は、これらの措置に伴い利用会員に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(統計データの提供及び利用)

第 11 条 本協会は、提供会員が作成した全国の統計データを蓄積し、利用会員の求めに応じ、期間及び地域を選択できるようにして提供する。

2 本協会は、統計データの提供及び利用に関し、次の各号に定める内容を含む契約約款を策定する。

- (1) 統計データの提供方法
- (2) 統計データの利用目的
- (3) 相談や問合せを行う方法
- (4) 再識別化の禁止
- (5) 再配布の禁止と例外
- (6) 統計データの利用条件及び再販条件

(情報セキュリティ)

第 12 条 本協会は、JIS(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)Q 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応及び JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応を実施する。

2 本協会は、個データを利用する利用会員の入会にあたり、利用会員の適切な情報セキュリティに係る対応能力及び個人情報保護に係る対応能力について、第三者の認証取得を含め確認する。

(電気供給事業者間の適正な競争関係の確保)

第 13 条 本協会は、電力データの利用及び提供に係る業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、利用会員を適切に管理・監督するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じるものとする。

(情報の目的外利用の禁止)

第 14 条 本協会の役員及び職員は、電力データの利用及び提供に係る業務に関して知り得た情報を、当該業務の目的以外に利用又は提供してはならない。本協会の業務を離れた後においても同様とする。

附則

この規程は、2022 年 6 月 2 日から施行する。

2022 年 6 月 2 日 制定

会員規約

(目的)

第 1 条 この会員規約（以下「本規約」という。）は、本協会の業務規程にもとづき、利用会員が遵守すべき事項等を定める。

- 2 利用会員は、本協会が定める業務規程、契約約款、諸取扱いならびに関係法令を遵守しなければならない。
- 3 利用会員は、本協会の求めに応じ、電力データにかかる業務の実施状況や内容について、本協会にすみやかに報告する義務を負うものとする。
- 4 利用会員は、自らが利用する電力データに関し、電気使用者等に対する説明責任を負うものとする。
- 5 利用会員は、故意又は過失（外部からのサイバー攻撃を含む）によって自らが利用する電力データに関し、本協会又は第三者に損害を与えた場合には、損賠責任を負うものとする。

(個データの利用同意)

第 2 条 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データに係る利用の同意について、電気使用者等への説明を行う。

- 2 利用会員は、本協会による電気使用者等への同意確認に先立ち、当該の個データ利用に係る目的、項目、利用期間、法令違反がないことなどの必要事項について、本協会による事前審査を受けるものとする。
- 3 利用会員は、個データの利用にあたり、利用目的の妥当性及び電気供給事業者間の適正な競争関係を確保しなければならない。
- 4 利用会員は、電気使用者等が自らの個データの提供に同意するか否かの選択の機会に係る任意性について、具体的かつ分かりやすく提示しなければならない。
- 5 利用会員は、利用目的ごとに電気使用者等に対する個データの利用について同意を得なければならない。同一の電気使用者等に対して利用目的を追加又は変更する場合についても同様とする。

(同意取得の委任)

第 3 条 利用会員が電気使用者等から本協会に対する同意確認手続について委任を受ける場合、利用会員は、本協会が電気使用者等に対して実施する内容と同様の同意確認を行うものとする。

(本人性の確認)

第 4 条 利用会員が本協会に代わって本人性の確認を実施する場合には、その具体的な方法や妥当性についてあらかじめ本協会の承認を得なくてはならない。

(個データの収集)

第5条 利用会員は、目的のために最低限必要な項目のみに限定して個データを収集する。

- 2 利用会員は、個データの収集にあたり、収集する個データの範囲及び収集する正当な理由を明確にする。
- 3 利用会員は、個データの利用目的に照らし、十分な正確性と品質を確保するための適切な手順を定める。
- 4 利用会員は、個データの保存又は提供等がなされる前に、収集した個データの信頼性を確保する。
- 5 利用会員は、収集及び保管している個データの正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定める。

(個データの利用、保持及び提供)

第6条 利用会員は、法令に基づき異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、個データを収集する前に特定した具体的・明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定して、個データの利用、保持及び提供を行う。

- 2 利用会員は、個データの利用、保持及び提供にあたり、個データにアクセスする者の数を最低限に限定する。
- 3 利用会員は、利用目的が終了している場合、当該情報を確実に消去する。ただし、法令に基づき必要があるときは、当該法令の対象となる全ての個データを保存し、安全を確保する。
- 4 個データを共同利用（個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。）する場合、共同利用を行う者が全て本協会の利用会員でなければならない。
- 5 個データを利用する利用会員は、当該の電気使用者等以外の第三者に個データを再提供してはならない。ただし、次の各号に定める条件をすべて満たす場合においては、その限りではない。
 - (1) 再提供を行う合理的な理由があること。
 - (2) 再提供先が利用会員と同等の情報セキュリティ及び個人情報保護に係る要件を満たしていること。
 - (3) 再提供を行う利用会員が、次の各号細分に定める事項を本協会に報告すること。
 - イ) 再提供先の名称及び業種
 - ロ) 再提供先の個データの利用目的
 - ハ) 再提供する個データ
 - ニ) 個データの開示等を請求等する際の再提供先における窓口
 - (4) 再提供を行う利用会員が、電気使用者等に対して、当該再提供先を明示し、利用会員から再提供先へ個データの第三者提供を行うことの同意を取得していること。
 - (5) 再提供先からの更なる第三者への提供は行わないこと。

(個データ取扱いの委託)

第7条 利用会員が個データにかかる取扱いの全部又は一部を委託する場合の取扱いは、次の各号による。

- (1) 利用会員は、特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 利用会員は、委託する業務に関し、当該の委託先が利用会員と同等以上の個人情報保護の水準にあることについて客観的に確認する。
- (3) 利用会員は、個データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (4) 利用会員は、個データにかかる十分な保護水準を確保するため、次の内容を委託契約で規定する。
 - イ) 委託先との責任の明確化
 - ロ) 個データの安全管理に関する事項
 - ハ) 再委託に関する事項
 - ニ) 個データの取扱状況に関する報告の内容及び頻度
 - ホ) 契約内容の遵守状況を定期的及び適宜に確認すること
 - ヘ) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - ト) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - チ) 契約終了後の措置
- (5) 個データにかかる委託先との契約関係書類は、当該個データの保有期間にわたって保存する。

(トレーサビリティ及び情報開示)

第 8 条 利用会員は、本協会が電気使用者等に対するトレーサビリティ及び情報開示を行うことに関し、必要な対応と協力を行う。

- 2 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データの開示請求について対応依頼を受けた場合、すみやかに必要な措置を行う。
- 3 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データの提供・利用停止について対応依頼を受けた場合、すみやかに利用を停止する等の必要な措置を行う。
- 4 利用会員は、電気使用者等からの個データの変更にかかる請求を受けた場合、小売電気事業者の窓口を紹介する等、必要な手続きを案内する。

(電気使用者等から問合せ)

第 9 条 利用会員は、個データを利用する電気使用者等からの問い合わせ、苦情及び相談等について本協会から要請のあるときは、すみやかに必要な対応と協力を行う。

(本協会による調査、指導、助言及び勧告)

第 10 条 利用会員は、本協会が個データの利用及び提供の適正化を図るために実施する調査、指導、助言及び勧告に対し、誠意をもってすみやかに対応しなければならない。

- 2 利用会員は、業務規程第 10 条 4 項に基づきデータ提供の中止や除名などの措置を受けた場合、これらの措置に伴い生じる一切の損害について、本協会に求償しないものとする。

(統計データの提供及び利用)

第 11 条 利用会員は、統計データの提供及び利用に際し、その提供先や利用者に対して、本協会が定める統計データの提供及び利用に係る条件を遵守させなければならない。

(情報セキュリティ)

第 12 条 利用会員は、JISQ 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応及び個人情報保護法に係る個データを利用するための JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応を実施し、いずれかの第三者認証を取得する。

(電気供給事業者間の適正な競争関係の確保)

第 13 条 利用会員は、他の会員が行った電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを本協会に報告しなければならない。

2 利用会員は、本協会が保有する前項の情報について提供の請求ができるものとし、本協会は、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供する。

附則

この規程は、2022 年 6 月 2 日から施行する。

情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること に関する説明資料

2022年6月3日

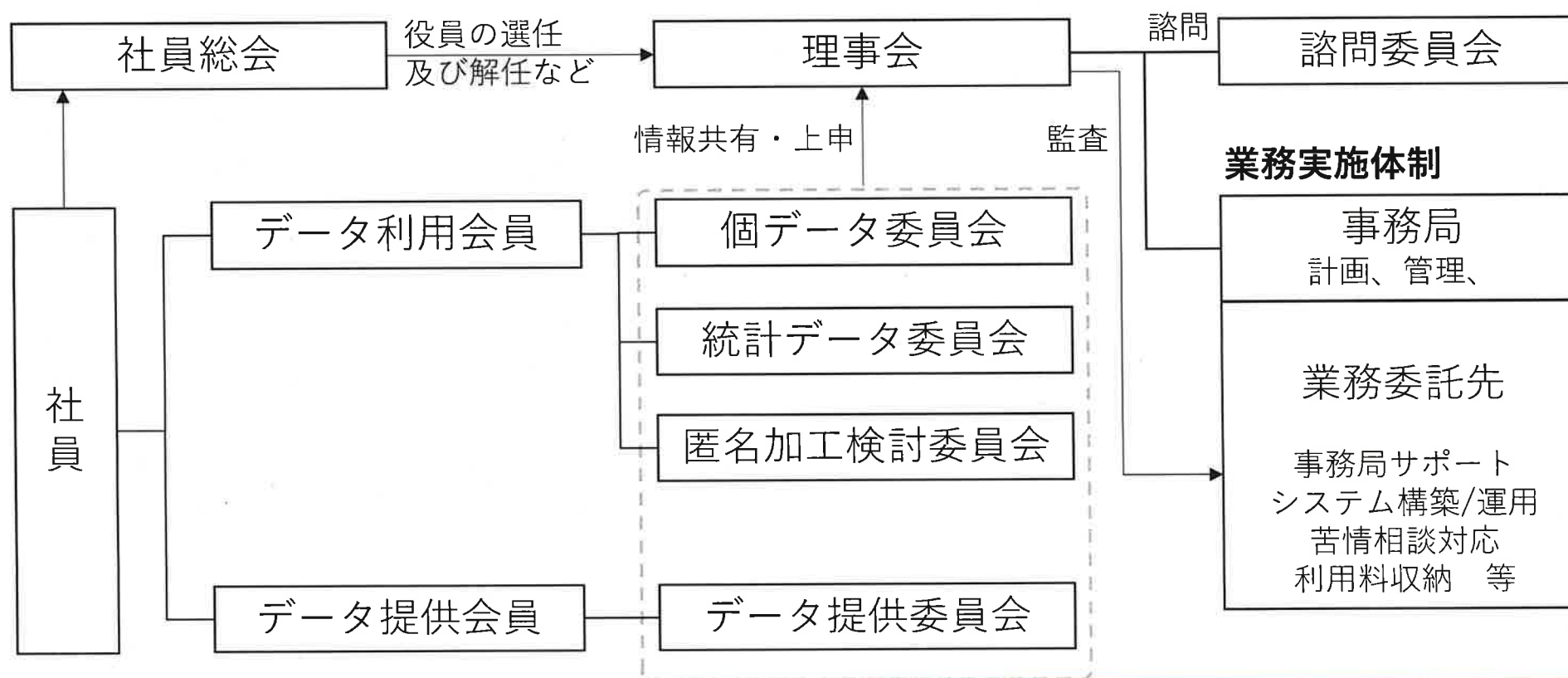
一般社団法人 電力データ管理協会

1. 組織体制及び業務実施体制

組織体制概要

- 組織体制の概要は以下のとおり、総会・理事会のもと、事務局が実業務を遂行。
- 委員会については、有識者による諮問委員会を年1回以上開催するほか、必要に応じ、データ利用会員又はデータ提供会員との調整事項を整理するための委員会を開催。

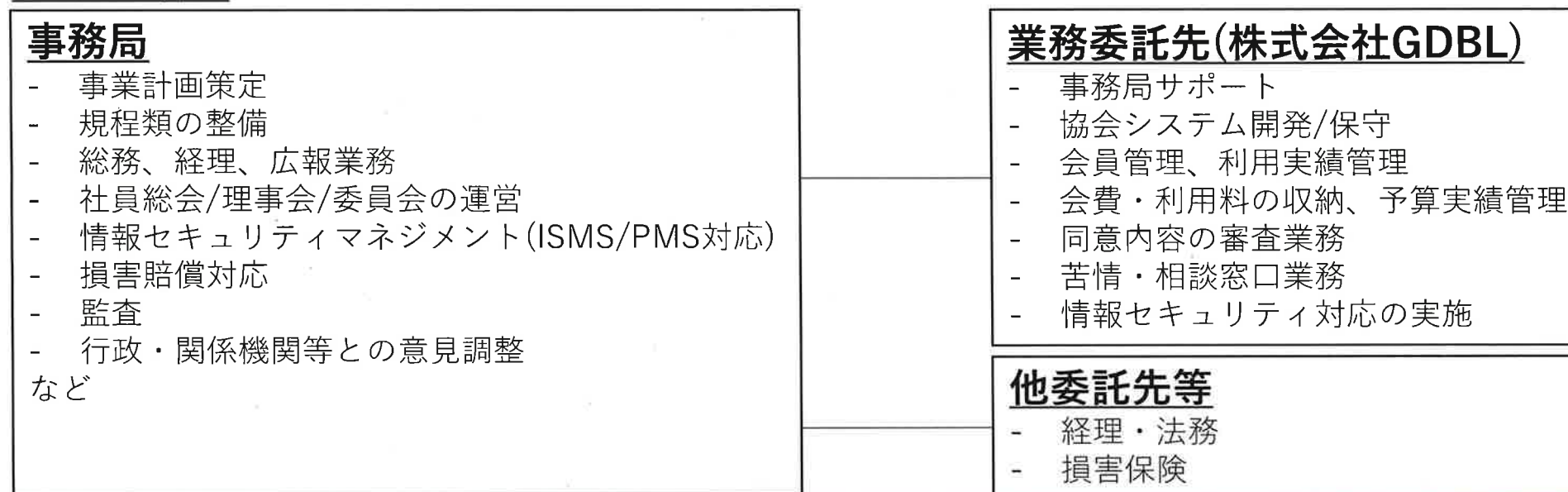
一般社団法人 電力データ管理協会（電管協）[Secured Meter Data Sharing Association]



業務実施体制

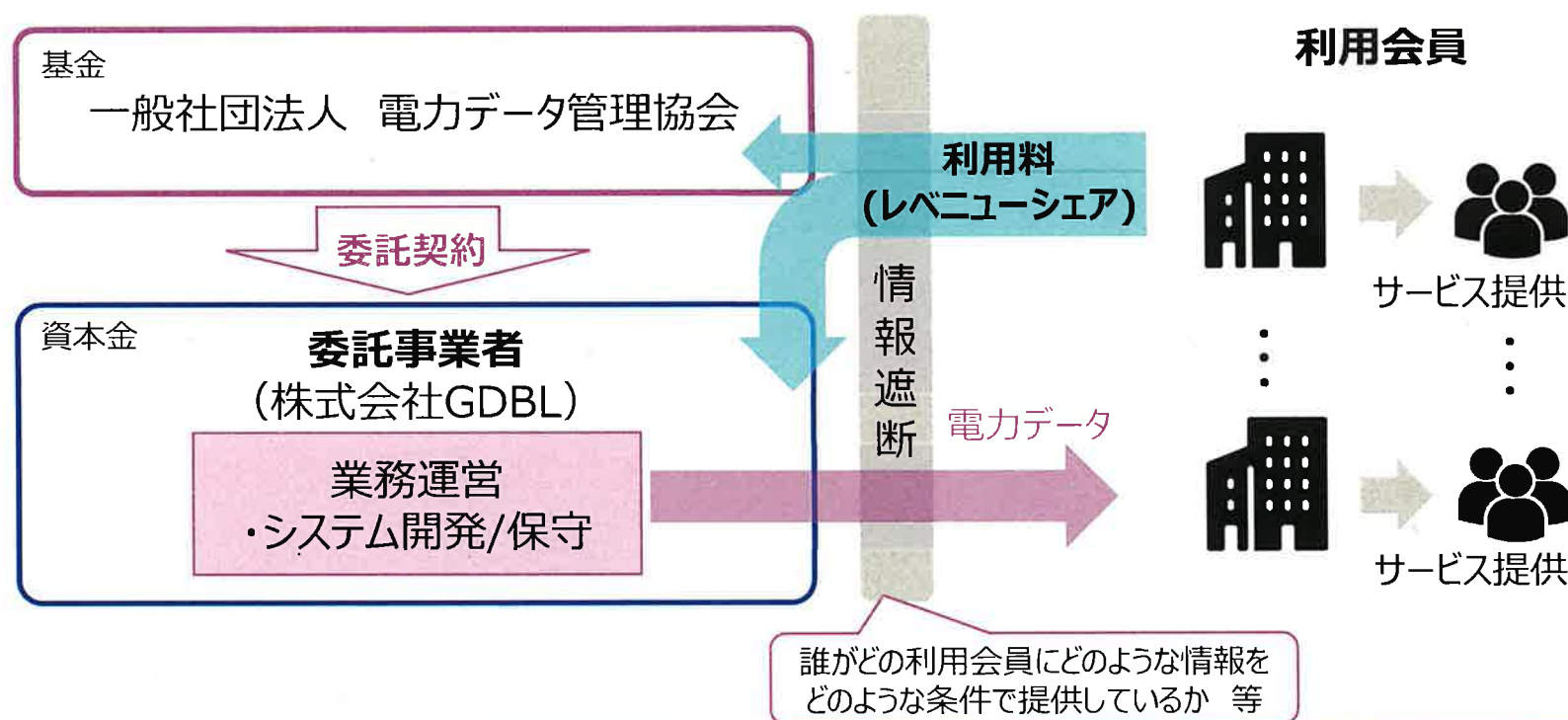
- 事務局は、理事会から委嘱された事務局長のもと、協会運営に必要な各種業務を遂行。
- 業務遂行にあたっては、委託先を有効活用し、専門性などを必要とする協会システムの開発/保守やデータ利用実績の管理などは委託事業者が担う役割分担。
- 業務委託先等の業務実施状況については、特別の利害関係を有しない理事及び監事によって監査を実施（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、特別の利害関係を有する理事は関係する理事会決議事項の決議に不参加）。
- 役員、事務局及び業務委託先には、経理・法務などの実務に関する知見を有するだけでなく、個人情報保護法や消費者契約法等の業務に必要な関係法令に係る知見も有する者をアサインするとともに、会計士や弁護士などの専門家に相談できる体制を整備。

業務実施体制



レベニューシェア委託スキーム

- 一般社団法人電力データ管理協会が採用する「レベニューシェア委託スキーム」は、委託事業者が初期費用を負担しつつ、委託費用として利用料を得るスキームであり、委託事業者に販売促進や事業効率化のインセンティブを与えるもの。
- 一般社団法人の立ち上げにおいて、協会システム開発等の初期費用を一般社団法人の基金で対応することが難しい見通しを踏まえ、2022年1月に電力データ活用検討委員会（構成：外部有識者）において、「レベニューシェア委託スキーム」の採用方針が決定。一般社団法人電力データ管理協会設立後の理事会決定を経て、委託候補を決定（委託事業者との契約は、認定電気使用者情報利用者等協会の認定後に締結）。



レベニューシェア委託 委託先選定の経緯/選定理由

- 第8回電力データ活用検討委員会（2022年1月）において、「レベニューシェア委託スキーム」の採用方針が決定。あわせて、レベニューシェア委託の受託候補者の確認、基金拠出者間の協議による委託についての検討、認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請時に委託事業者と連携して申請する方針が決定。
- 2022年4月及び5月、一般社団法人への基金拠出者が確定するとともに、事業受託候補者が見つからなかったことを踏まえて、基金拠出者間で対応を協議。国審議会で「施行後の速やかな認定を目指す」とされ、電力データ利用者から早期のデータ提供を求められていることを踏まえ、一般社団法人の立ち上げ及び委託先を決定した上で速やかに認定申請を行う必要があること、また、以下条件をすべて満たすことから、株式会社GDBLが事業受託候補者として適していることを確認。

[条件]

- ・電力データの提供及び利用に係る業務（認定電気使用者情報利用者等協会業務を含む）、電気事業法や個人情報保護法などの関連法令、一般社団法人の運営、ISMSやPMSによるセキュリティマネジメントについて知見を有する者を確保していること
- ・電力データに係る標準統計やオーダーメイド統計を作成する技術や施設を有するとともに、これら統計を作成・分析した経験を有する者を確保していること
- ・一般送配電事業者の「電力データ集約システム」（開発中）との円滑な連携が求められる「協会システム」を開発可能なノウハウを有し、エンジニアを確保していること（直近3年以内にスマートメーターの運用管理システムの設計又は改修経験があり且つスマートメーターの運用管理システムに熟知している者を確保していること）
- ・レベニューシェア委託スキームにおいて、協会システム開発や事務局立ち上げなどの初期投資費用や運営費用を負担しつつ、委託業務を行うことができること
- ・6月予定の認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請において申請書の作成及び提出に協力できること
- 電力データ活用の実証及び政策提言を推進してきた一般送配電事業者及びスマートメーターなどの電力システムの開発等を行ってきたNTTデータが出資する株式会社GDBLが上記条件を全て満たすこと及び上記経緯について、本協会の諮問委員会委員が確認、理事会での最終決定を経て、株式会社GDBLを委託事業者として決定。

株式会社GDBL 会社概要

商号：株式会社GDBL

本店所在地：東京都千代田区

事業内容：

情報システムの開発及び保守・運用業務の受託

電力データをはじめとする各種データの加工・分析・販売

電力データをはじめとする各種データを活用したサービスの調査・研究・研修・コンサルティング

電力データをはじめとする各種データを活用したサービス・新規ビジネスの企画・開発・提供

電力データをはじめとする各種データ及び当該データに利用する電子ツールを提供するためのプラットフォームの設立・運用

その他前各号に付帯又は関連する一切の業務

資本金：31億円

出資会社：

東京電力パワーグリッド株式会社

中部電力株式会社

関西電力送配電株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ



東京電力パワーグリッド



中部電力



2. 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護への対応など

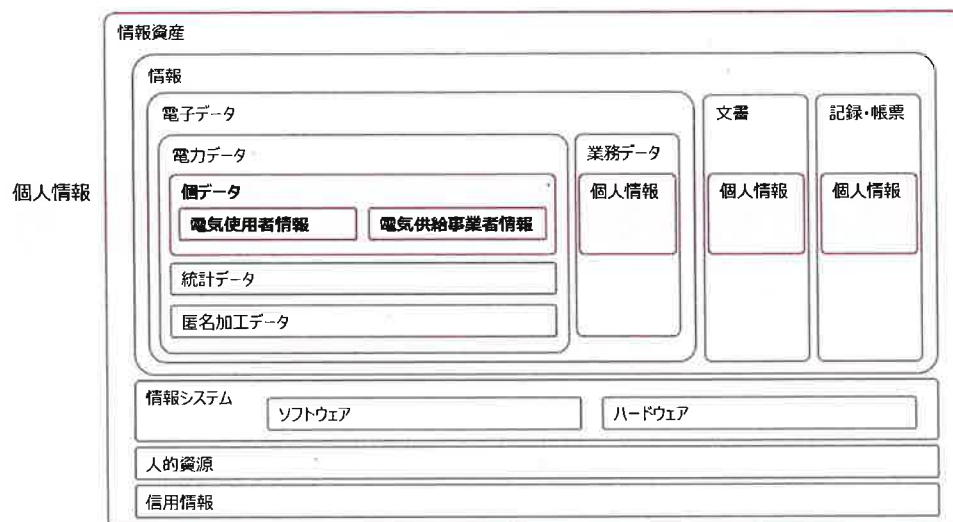
- ・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
- ・受領・提供機器への対策

認定基準：JISQ 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応が可能であること

認定基準：JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応が可能であること

認定基準：提供会員から電気使用者情報を受領する機器及び利用会員に電気使用者情報を提供する機器を特定し、それ以外の機器では、受領又は提供ができないよう技術的及び物理的な対策を講じること

- ・ JISQ 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応及びJISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応を行うため、情報セキュリティ方針及び個人情報保護方針を策定、この方針に基づき、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用。情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用にあたっては、「資産管理」、「組織対応」及び「人的資源」などに対応（資料4-2）。
- ・ 本協会の情報資産は、業務遂行に利用されるすべての情報、情報システム、および人的資源、会社の信用等をいう。情報資産のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他の符号、画像または音声により当該個人を識別できるもの※を個人情報と定義。



※他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

個データの取り扱いについて（1 / 4）

・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
・受領・提供機器への対策

1. 組織的安全管理措置

- ・ 個データを含む、本協会における個人情報の取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）に関する責任は、個人情報保護管理者が負う。



2. 人的安全管理措置

- ・ JISQ15001の要求事項に則り、個人情報保護の重要性を従業者に認識させるとともに、個人情報保護マネジメントシステムの運用について、関係するすべての者に対して、適切な教育・研修を実施する。

3. 物理的安全管理措置

(3-a)入退室管理

- ・ 個データはセキュリティエリア内の特定の機器でのみ取り扱う。
- ・ セキュリティエリアは、カードリーダーによるICカード認証等の認証システムにより、入室権限のない者の侵入を防止する。
- ・ 監視カメラを設置し、セキュリティエリアの入退室状況及び、セキュリティエリア内の作業状況を監視・記録する。

個データの取り扱いについて（２／４）

・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
・受領・提供機器への対策

３．物理的安全管理措置

(3-b)物理的対策

- 機器を設置する場合は、下記の事項を考慮し設置する。
 - ①機器を設置する建物の立地、耐震等の構造、並びに空調及び消火設備を確認し、必要に応じて耐震耐火等の対策を講じる。
 - ②機器の重要度に応じて、他の機器等とは物理的に分離して設置する。
 - ③機器に対する認可されていないアクセスを制限するため、機器の重要度に応じて、物理的な障壁の物理的境界を設ける。
 - ④特に重要な機器は、入退室が管理された専用の区画（セキュリティエリア）で管理し、機器を収納したラック等も施錠管理する。

(3-c)電源管理

- システム及びネットワークの可用性を確保するため、下記に事項を考慮した電源を管理する。
 - ①必要に応じて当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける。
 - ②当該機器の可用性を高めるために、必要に応じて多重電源供給等の措置を講じる。
 - ③必要に応じて過電流から保護するための措置を講じる。

(3-d)ケーブル配線

- 下記の事項を考慮したケーブル配線を行う。
 - ①電源ケーブルやネットワークケーブルについて、損傷や誤抜線がないよう、ケーブルを束ねカバーをする等必要な措置を講じる。
 - ②電源ケーブルやネットワークケーブルについて、管理者以外の者が容易に設定を変更できないように必要な措置を講じる。

個データの取り扱いについて（3 / 4）

- ・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
- ・受領・提供機器への対策

3. 物理的安全管理措置

(3-e) 機器および設備の保守

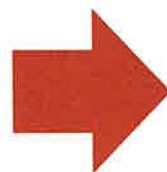
- ・ システム及びネットワークを構成する各機器及び電源・空調設備などの障害を防止するため、機器等の重要度に応じて機器提供ベンダと保守契約を結び、適切なサイクルでメンテナンスを実施する。

(3-f) 情報漏洩・盗難等の防止

- ・ 個データは、セキュリティエリアからの持ち出しを禁止する。なお、業務上、セキュリティエリア間の移動を行う場合は必要最小限度とし、所定のセキュリティ対策（暗号化、盗難紛失対策等）が行われた専用機器を用いて行う。
- ・ 業務上の必要不可欠な理由により、セキュリティエリア外（セキュリティエリア間の移動を除く）に持ち出す場合、または第三者に提供する場合 は、所定の手続きに基づき、個人情報保護管理者の承認を得た上で実施する。

(3-g) 機器の廃棄又は再利用

- ・ 記憶媒体を内蔵した機器について、廃棄又は再利用を行う場合、データの消去対策等を確実に行うものとする。なお、リース契約期限切れに伴いリース会社への機器の返却等する場合においても、同様の対策を講じる。



個データが保管されている各種機器の取り扱いについて、
リスクに応じたセキュリティ対応を実施

個データの取り扱いについて（４／４）

・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
・受領・提供機器への対策

４．技術的安全管理措置

- ・ 情報システム及び情報へのアクセスに際して、不正アクセスを防止するため、利用者を識別するため付与する一意の識別子（ID）と本人認証の為のパスワード等の管理（アカウント管理）を行う。
- ・ アクセス権の付与
システム（システムを構成する機器を含む）へのアクセスを管理するため、利用者にアクセス権限を付与する手続きを定める。アクセス権限の範囲は、利用者の業務に応じて必要最小限とする。
- ・ アクセス権限の見直し
人事異動、退職等によるアクセス権限の変更管理を適切に行うため、定期的にアクセス権限の棚卸しを行う。
- ・ アクセス権の監視
認可されていないアクセスを検知するため、システムへのアクセスを監視する。
- ・ パスワード管理
適切なパスワードポリシー（桁数、複雑性等）を定め、パスワードの有効期限を定めて定期的に更新させる対策を実施する。

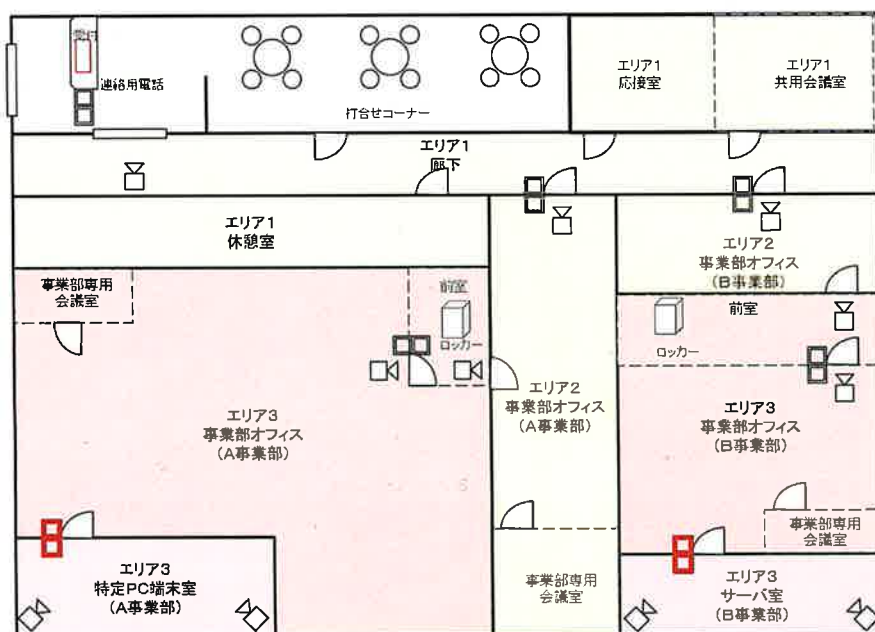
５．その他

- ・ 情報セキュリティ方針、個人情報保護方針、契約約款等に加え、以下の内容を電気使用者本人への通知または本協会のHP等で公表する。
 - 認定協会制度の概要及びデータフロー
 - 利用会員の社名、問い合わせ先及び個人情報保護管理者の連絡先等
 - 協会業務のうち個データを扱う委託先の社名、問い合わせ先及び個人情報保護管理者の連絡先等
 - 電気使用者情報の取扱手順の大規模な変更

ゾーニングを活用した協会オフィスのセキュリティ対策

- ・情報セキュリティ及び個人情報保護への対応
- ・受領・提供機器への対策

- ・情報の保管場所及び情報システム関連設備を収容する場所等に対する不正侵入や破壊などの脅威から安全に保護するため、入退室管理を行う。
- ・入退室管理はICカード認証等の認証により行い、ISMS適用範囲の就労者にのみオフィスへの入退室権限付与を行う。
- ・入退室記録（認証の履歴、入退室管理票）は、入退室ログ管理者を定めて適切に管理を行う。
- ・電気使用者情報の受領・提供に関わる機器は限定するとともに、システムへのアクセス権を用いたセキュリティ管理を行う。



エリアごとにセキュリティ区画（ゾーニング）対応を実施

ゾーニング対応したオフィスレイアウトのサンプル

3. データセンターの確保及び関連法令の熟知

データセンターの確保及び関連法令の熟知

- ・データセンターの確保及び準拠法
- ・関連法令の熟知

認定基準：固有のデータセンター又はそれと同等の管理が可能なデータセンターを確保すること

認定基準：固有のデータセンター以外のデータセンターを利用する場合は、当該データセンターで取り扱われる電気使用者情報に関する準拠法及び訴えの裁判管轄に留意すること

- ・ 本協会は、データ提供に係る協会システム構築に当たって、固有のデータセンターを日本国内に設置。また当該データセンターで取り扱われる個データに関する準拠法は国内法とし、訴えの裁判管轄は日本国内とする。

認定基準：個人情報保護法や消費者契約法等の認定協会が業務を行う上で遵守する必要のある関係法令を熟知していること

- ・ 役員、事務局および業務委託先には、個人情報や消費者契約等に関連する業務の従事経験があり、協会及び利用会員が業務を行う上で遵守する必要のある個人情報保護法や消費者契約法等の関係法令に係る知見を有する者をアサイン。

4. 諮問体制

諮問体制(1/2)

(7) 諮問体制

① 個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成されていること

認定基準：個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成されている諮問体制を設置し、情報利用等適正化業務に係る事業スキーム等の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を少なくとも年1回程度行い、議事概要を公表すること

- 諮問委員会の委員に個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに関し識見を有する者を含めることを、諮問委員会規程にて以下のとおり規定。

(抜粋)

(組織)

第3条 諮問委員会は、15名以内をもって構成するものとする。

2 諮問委員会の委員には、個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに関し識見を有する者を含めるものとし、本協会の代表理事が選任する。

なお、必要に応じ、委員とは別にオブザーバーを招聘することができる。

3 委員の任期は、委嘱承諾後の翌事業年度末までとする。ただし、増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、在任の委員の任期の満了すべき時までとする。

- 諮問委員会を構成する有識者委員は以下のとおり。

専門分野	有識者委員	
データ解析	清水 千弘	一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター 教授
企業法務	島田 雄介	シティユーワ法律事務所 パートナー 弁護士
個人情報保護	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー 弁護士
消費者保護	奥原 早苗	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事
セキュリティ	藤本 正代	情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科 教授

諮問体制(2/2)

(7) 諮問体制

- ② 情報利用等適正化業務に係る次に掲げる点の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を少なくとも年1回程度行うこと③
- ②の会合の議事概要が公表されること

認定基準：個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに精通する専門家で構成されている諮問体制を設置し、情報利用等適正化業務に係る事業スキーム等の適切性を審議するとともに、認定協会に助言を行うことを目的とした会合を少なくとも年1回程度行い、議事概要を公表すること

- ・ 諮問委員会規程において、以下のとおり規定。
(抜粋)

(諮問事項)

第2条 諮問委員会は、本協会の事業に係る次の各号について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

- (1)事業スキーム及び事業運営、残存リスク
- (2)個データ（個人情報を含む）の取扱い
- (3)ユーザーインターフェイス
- (4)電気使用者等と本協会との契約等に係る事項
- (5)利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- (6)その他理事会から諮問のあった事項

(委員会の招集)

第5条 委員会は、少なくとも1事業年度に1回以上開催するものとし、代表理事が招集する。

2 委員会は、委員長が適当と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

3 委員は、自己の都合により委員会に出席できない場合、書面により意見・提言を提出することができるものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1)配布資料は、原則として公開する。
- (2)原則として会議終了後2週間以内に議事概要を作成し、公開する。
- (3)個別の事情に応じ、委員長が必要と判断した場合は、会議内容又は資料を非公開とすることができる。

5. 財產的基礎

資金計画(1/2)

(8) 財産的基礎

③ 運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること

認定基準：業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

認定基準：運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること。

- キャッシュフローを含む今後の資金計画は次頁のとおり。
- 電力データ管理協会の設立・運営に必要な初期の運転資金は約0.8億円であり、当該資金は基金として調達。その他の必要な資金は会費及び利用料で対応。
- 2023年度から協会システムを用いたデータ提供を予定。それに伴うデータ利用数の増加、また会員増による会費及びデータ利用数の増加により、収入増加を見込む。
- なお、協会システム運用開始までは、協会システムを用いない方法でサービスを提供し、当該サービスはデータ利用者による実費精算を予定。
- また、立ち上げ費用となる協会のシステム開発やなどのコストは、P4のスキームに基づき委託先において支出。

資金計画(2/2)

(8) 財産的基礎

③ 運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること

認定基準：業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

認定基準：運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること。

電力データ管理協会の資金計画

単位：千円

収入		FY2022	FY2023	FY2024	FY2025	FY2026	FY2027
	会費及び利用料	0	24,000	32,000	37,000	66,000	78,000
	収入計	0	24,000	32,000	37,000	66,000	78,000
支出		FY2022	FY2023	FY2024	FY2025	FY2026	FY2027
	設立関連費用	70,000	0	0	0	0	0
	TSOに支払うデータ提供料	0	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	業務運営費	0	18,600	18,600	18,600	18,600	18,600
	支出計	70,000	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600
キャッシュフロー		FY2022	FY2023	FY2024	FY2025	FY2026	FY2027
	単年度キャッシュフロー	-70,000	-5,600	2,400	7,400	36,400	48,400
	累積キャッシュフロー	-70,000	-75,600	-73,200	-65,800	-29,400	19,000

資金調達方法

(8) 財産的基礎

- ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること
- ③ 運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること

認定基準：業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

認定基準：運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政基盤が認められること。

- 電力データ管理協会の初期運転資金は、基金として調達。
- 基金拠出者の募集や基金拠出方法は、定款第46条や基金規程にて以下のとおり規定。
- 本協会設立時社員7社による総額1.0億円の設立時基金の拠出を合意済（6月末振込期限）。
※その他、設立時社員以外の基金拠出者による設立時基金の募集を、7月31日期限で実施予定。

(抜粋)

【定款】

第6章 基金（基金を引き受ける者の募集）

第46条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

【基金規程】

（設立時社員の設立時基金拠出）

第3条 データ利用会員Aとなる設立時社員は、本協会の請求に基づき、2022年6月30日までに本協会が指定する銀行口座に、一括して全額を振り込むものとする。また、振込手数料は、振込を行う会員の負担とする。

（設立時社員以外の設立時基金拠出）

第4条 設立時社員以外の基金拠出者（データ利用会員Aとなる資格を有する者）の募集期限は2022年7月31日とし、払込期限は2022年8月31日とする。

会費徴収の仕組みと体制

(8) 財産的基礎

② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること

認定基準：会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること

- データ利用会員の会費納入義務に関しては、定款及び会費規程に基づき徴収する。
- 会費 & 利用料金の徴収・収納は、業務委託先に委託し、業務遂行に適正な体制（人数及びチェック体制）を確保する。

(抜粋)

定款

(会 費)

第7条 データ利用会員は、理事会において別に定める会費規程に従い、会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(3) 会費または理事会において別に定める利用料金を2カ月以上滞納したとき。

経理業務の実施体制

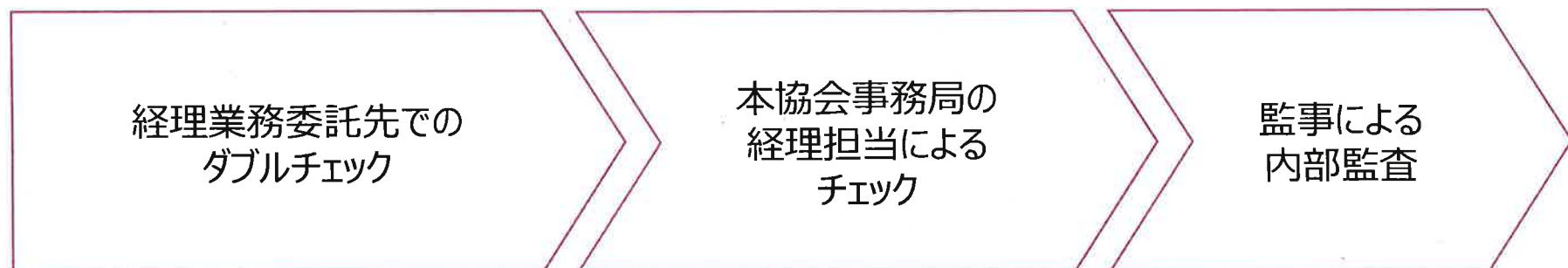
(8) 財産的基礎

④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること

認定基準：経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。

- 経理業務は専門知識を有する外部委託先を活用し、公正かつ適正な経理処理の実施およびそのチェック体制を整備（経理委託先における担当複数人によるダブルチェック-協会事務局経理担当によるチェック）。
- 本協会において経理規程を策定したうえで、事務局に経理業務経験を有する者をアサイン、委託先の経理業務を確認できる体制を確保。また、監事による委託先及び事務局への監査を実施。
- 事業規模等から想定される業務量を勘案し、適切な会計処理を実施するために必要なチェックは、委託先を含めて数名程度で十分に実施可能と想定。

経理を公正かつ適切に行うための体制とプロセス



電気使用者からの損害賠償請求に対する対応（1/3）

（8）財産的基礎

⑤ 利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること

認定基準：利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること

- 本協会の業務（情報提供サービス業務）に起因して発生し得る、他人の事業の休止・阻害、情報漏えい等の事由に関する損害賠償責任は、サイバーリスク保険に加入し、包括的に補償可能な体制を確保（協会システムを用いずにデータを提供する期間を含む）。
- 委託事業者（株式会社GDBL）は本協会運営の実務全般に関与するため、本協会が加入するサイバーリスク保険の被保険者に加え、本協会と同等の補償が可能な体制を整備。
- 本協会が加入するサイバーリスク保険の補償範囲は次頁のとおり。

※ランサムウェアなどの外部攻撃/ヒューマンエラー（内部原因）のいずれに起因する損害も補償対象

電気使用者からの損害賠償請求に対する対応（２／３）

（８）財産的基礎

⑤ 利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること

認定基準：利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること

サイバーリスク保険の補償範囲

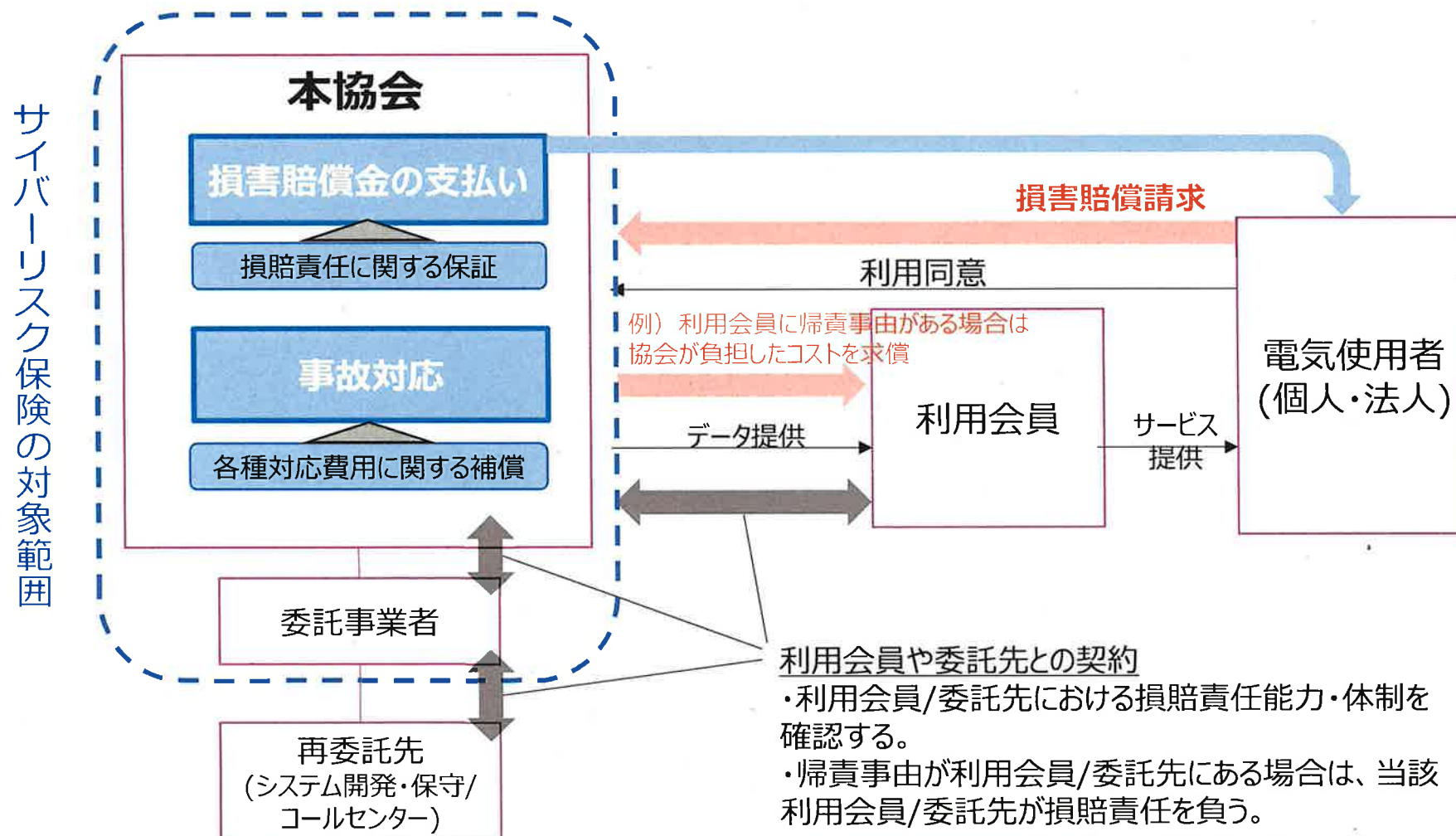
補償項目	補償範囲
損害賠償責任に関する補償	IT事業者としての業務の遂行や自社コンピュータシステムの所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止または阻害や情報漏えい等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償
各種対応費用に関する補償	情報漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償 - サイバー攻撃対応費用 - 原因・被害範囲調査費用 - 相談費用（弁護士費用、コンサルティング費用、風評被害拡大防止費用） - データ等復旧費用 - その他事故対応費用（コールセンター設置、記者会見等の広報、見舞い品の購入） - 再発防止費用（コンサルティング・セキュリティ見直し） - 訴訟対応費用（意見書・鑑定書の作成費用等）

電気使用者からの損害賠償請求に対する対応（3 / 3）

（8）財産的基礎

⑤ 利用会員に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合に、電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること

- 利用会員等に帰責事由がある場合であっても、電気使用者に損害が発生した場合には、本協会が電気使用者からの損害賠償請求等に対応。
- その後、帰責事由が利用会員等にあることが明確となった場合は、本協会から利用会員等に対して求償。



2022 年6月2日 制定

情報セキュリティ方針

本協会は、電力データを安全かつ適正に利用・提供できる環境を整備することにより、社会の発展に寄与するとともに、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的としています。この目的に係る事業を実施するうえで、情報資産を適切に管理し、様々な脅威から保護することが、本協会の重要な社会的責務であると考えています。

本協会は、この責務を果たすために以下の方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)を構築し、これを本協会のマネジメントの一環として組み込むことにより情報セキュリティリスクを管理し、関係者からの信頼を確実なものとしていきます。

1. 情報セキュリティの目的

本協会は、保有するすべての情報資産を適切に管理し、様々な脅威から保護するために、ISMS を運用します。

2. 情報セキュリティ要求事項の遵守

本協会は、ISMSを運用することにより、以下の情報セキュリティに関連する要求事項を遵守します。

- (1) 個人情報保護法、電気事業法をはじめとする法的又は規制要求事項、各種ガイドラインの要求事項
- (2) 提供会員、利用会員及び電気使用者等との契約等に含まれる要求事項
- (3) その他、本協会が受け入れることを決定した要求事項

3. 情報セキュリティ対策

本協会は、情報セキュリティリスクを管理し、情報セキュリティの目的を達成するために、以下の対策を講じます。

(1) 組織体制

ISMS 管理責任者を中心とした情報セキュリティ運営組織を設け、ISMS を確立し、情報セキュリティ活動を推進します。

(2) 人的セキュリティ対策

本協会のすべての職員に対し、情報セキュリティ教育を計画的に実施し、本方針と情報セキュリティ対策の周知徹底を図ります。

(3) 業務委託先の管理

本協会は、事業運営上業務の一部を委託することがあります。この場合、本協会は、委託先の選定に配慮するとともに、委託先のセキュリティ評価や守秘義務契約締結等により、適切に管理します。

(4) 適切な情報資産の管理

本協会は、取り扱う情報資産を事業への影響度に応じて適切に分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行います。

(5) 物理的セキュリティ対策

本協会は、環境的要因による脅威や部外者の侵入、並びに内部不正等の脅威から情報資産を保護するために、物理的な対策を講じます。

(6) 技術的セキュリティ対策

本協会は、内部・外部の様々な脅威から情報資産を保護し、不正な侵入、漏えい、改ざん、紛失、破壊、妨害等が発生しないよう、十分な情報セキュリティ対策を反映した情報システムを構築し運用していきます。

4. インシデント対応

本協会は、情報セキュリティ事件・事故が発生した場合、又はその予兆があった場合、すみやかに対応し適切な処置を行います。また、原因を究明し、再発防止に努めます。

5. 継続的改善

本協会は、ISMS を運用することにより、技術的・社会的な必要性が生じる都度見直しを行い、情報セキュリティリスクへの対応を継続的に改善していきます。

以 上

2022 年6月2日 制定

個人情報保護方針

本協会は、電力データを安全かつ適正に利用・提供できる環境を整備することにより、社会の発展に寄与するとともに、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的としています。この目的に係る事業を実施するうえで、個人情報を適正に取扱い、その保護を図ることが本協会の重要な社会的責務であると考えています。

本協会は、この責務を果たすために以下の方針を定め、積極的に個人情報保護に取り組んでまいります。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

本協会は、個人情報に関する法令およびガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報の管理

(1) ご提供いただく個人情報

本協会は、本協会が取得・保有する個人情報の利用目的及び対応窓口を定め、公表またはご本人に対してあらかじめお知らせしたうえで、必要な範囲内でのみ個人情報をご提供いただきます。

(2) 個人情報の利用

本協会は、あらかじめご了解いただいた範囲内でのみ個人情報を利用いたします。そのために、個人情報に関するルール策定、運用、監査を行います。

(3) 個人情報に関するお申し出への対応

ご本人が個人情報の照会・訂正・削除等を希望される場合、本協会の対応窓口にお申し出いただければ、本協会は、ご本人からのお求めであることを確認したうえで、合理的な期間内で適切な処置を行います。

3. 個人情報の保護対策

本協会は、個人情報の正確性を確保するよう努めるとともに、個人情報を保護するために、以下の対策を講じます。

(1) 個人情報の取扱いに係る規律の整備

本協会は、個人情報の取扱いについて、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段

階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等に係る取扱規程を策定します。

(2) 組織的安全管理措置

本協会は、個人情報の取扱い責任者を設置するとともに、個人情報を取扱う従業者及び取扱う個人情報の範囲を明確化し、法令や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

(3) 人的安全管理措置

本協会は、すべての職員に対して個人情報保護教育を計画的に実施し、本方針と個人情報の保護対策の周知徹底を図ります。

(4) 物理的安全管理措置

本協会は、環境的要因による脅威や部外者の侵入並びに内部不正等の脅威から個人情報を保護するために、物理的な対策を講じます。

(5) 技術的安全管理措置

本協会は、内部・外部の様々な脅威から個人情報を保護し、不正アクセス、漏えい、改ざん、紛失、破壊、妨害等が発生しないよう、アクセス制御を実施し、十分な情報セキュリティ対策を反映した情報システムを構築し運用していきます。

(6) 業務委託先の管理

本協会は、事業運営上業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。この場合、本協会は、委託先の選定に配慮するとともに、委託先との間で個人情報保護に係る契約を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう義務付けます。

(7) 第三者への開示・提供

本協会は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示・提供しません。

- ご本人の同意がある場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、かつ、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に提供する場合
- その他法令に基づき第三者に対する開示または提供が認められる場合

4. インシデント対応

本協会は、個人情報漏洩等の事件・事故が発生した場合、又はその予兆があった場合、すみやかに対応し適切な処置を行います。また、原因を究明し、再発防止に努めます。

5. 継続的改善

本協会は、個人情報の保護に係る取り組みについて継続的に見直しを行い、その改善を図ってまいります。

以上

JISQ27001 及び JISQ15001 の要求事項及びそれらに対する対応内容

【情報セキュリティ】

No	ISMS要求事項サマリ	対応内容
1	ISMSの確立	情報資産の機密性、完全性、可用性を適切に保護、維持管理し、本協会のISMS適用範囲における情報セキュリティを確保することを目的とした情報セキュリティに関する方針を定める。
2		ISMS適用範囲内における業務に関わる全ての情報資源、情報処理施設に設置された設備、機器、就労者を適用の範囲とする。
3		リスク受容基準、情報セキュリティリスクアセスメントを実施するための基準を定める。
4		ISMSを確実に実施するための計画を少なくとも年一回は立案し、文書化する。
5	ISMSの導入及び運用	情報セキュリティリスク対応のプロセスを定め、年に1回リスク対応計画を策定する。
6		リスク対応計画に基づいたリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を考慮して、適切な情報セキュリティリスク対応の選択肢の選定、選定した情報セキュリティリスク対応の選択肢の実施に必要な全ての管理策を決定し、必要な管理策が見落とされていないことを検証する。
7		予め定めた間隔で、または重大な変更が提案されたかまたは重大な変化が生じた場合に、情報セキュリティのリスク基準を考慮して、情報セキュリティリスクアセスメントを実施する。
8		情報セキュリティに関する目的を定め、どの様に達成するか計画する。
9	ISMSの監視及びレビュー	情報セキュリティ最高責任者は、組織のISMSが引き続き、適切、妥当、かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔でISMSのレビューを実施する。
10		本協会は、ISMSが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、原則として少なくとも1年に1回は内部監査を実施する。 (a) 次の事項に適合している。 ・ISMSに関して組織自体が規定した要求事項 ・ISMS認証が定める内部監査の要求事項 (b) 有効に実施され、維持されている。
11	ISMSの維持及び改善	ISMSの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善するための規定を定め、実施する。
12	文書化に関する要求事項	本協会のISMSは、次の事項を含める。 ・ISMS認証が要求する文書化した情報 ・ISMSの有効性のために必要であると組織が決定した、文書化した情報
13	文書管理	文書およびデータを適切に作成・利用するため、常に最新化し、体系付けて維持・管理することを目的として、以下の文書化した情報を作成及び更新する際の規定を定める。 ・適切な識別及び記述（例：タイトル、日付、作成者、参照番号） ・適切な形式（例：言語、ソフトウェアの版、図表）及び媒体（例：紙、電子媒体） ・適切性及び妥当性に関する、適切なレビュー及び承認プロセス
14	記録の管理	ISMSで要求されている文書化した情報は、次の事項を確実にするための規定を定め、管理を行う。 ・文書化した情報が、必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態である ・文書化した情報が十分に保護されている
15	経営陣のコミットメント	情報セキュリティ最高責任者は、次に示す事項によって、ISMSに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証する。 (a) 情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性と両立することを確実にする。 (b) 組織のプロセスへのISMS要求事項の統合を確実にする。 (c) ISMSに必要な資源が利用可能であることを確実にする。 (d) 有効な情報セキュリティマネジメント及びISMS要求事項への適合の重要性を伝達する。 (e) ISMSがその意図した成果を達成することを確実にする。 (f) ISMSが有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。 (g) 継続的な改善を促進する。 (h) その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、その管理層の役割を支援する。
16	経営資源の提供	情報セキュリティ最高責任者は、ISMSに必要な資源（人員、権限、予算）が利用可能であることを確実にする。

No	ISMS要求事項サマリ	対応内容
17	教育・訓練、意識及び力量	本協会は、次の事項を実施する。 (a) 組織の情報セキュリティパフォーマンスに影響を与える業務を、その管理下で行う人（又は人々）に必要な力量を決定する。 (b) 適切な教育、訓練、又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。 (c) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身につけるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。 (d) 力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。
18		本協会は、次の事項を全従業員（役員、職員、派遣労働者、パートタイム労働者）に認識させる。 (a) 情報セキュリティ方針 (b) 情報セキュリティマネジメントシステムに適合することの重要性及び利点 (c) 情報セキュリティマネジメントシステムに適合するための役割及び責任 (d) 情報セキュリティマネジメントシステムに違反した際に予想される結果
19		教育した内容について確認テストや教育結果についてレビューする手順を規定に定める
20	コミュニケーション	内外の利害関係者と意思疎通や情報共有を行う。
21	ISMS内部監査	ISMS適用範囲の組織、エリアに対してISMS内部監査を実施することにより、セキュリティの継続的な運用状況を確認し、保護するための基準を規定する。
22		監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。監査員は自部門の監査を実施してはならない。
23		・監査の結果が、関連する管理層に報告されることを確実にする。 ・監査プログラムの実施及び監査結果の証拠として、文書化した情報を保持する。
24		情報セキュリティ最高責任者は、本協会のISMSが引き続き、適切、妥当、かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔でISMSのレビューを実施する。 マネジメントレビューは、次の事項を考慮する。 (a) 前回のマネジメントレビューの結果とられた処置の状況 (b) ISMSに関連する外部及び内部の課題の変化 (c) 次に示す傾向を含めた、情報セキュリティパフォーマンスに関するフィードバック ① 不適合及び是正処置 ② 監視及び結果評価 ③ 監査結果 ④ 情報セキュリティ目的の達成 (d) 利害関係者からのフィードバック (e) リスクアセスメントの結果及びリスク対応計画の状況 (f) 継続的改善の機会
25		マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善の機会、及びISMSのあらゆる変更の必要性に関する決定を含める。 また、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持する。
26	ISMSのマネジメントレビュー	情報セキュリティ最高責任者は、本協会のISMSが引き続き、適切、妥当、かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定めた間隔でISMSのレビューを実施する。 マネジメントレビューは、次の事項を考慮する。 (a) 前回のマネジメントレビューの結果とられた処置の状況 (b) ISMSに関連する外部及び内部の課題の変化 (c) 次に示す傾向を含めた、情報セキュリティパフォーマンスに関するフィードバック ① 不適合及び是正処置 ② 監視及び結果評価 ③ 監査結果 ④ 情報セキュリティ目的の達成 (d) 利害関係者からのフィードバック (e) リスクアセスメントの結果及びリスク対応計画の状況 (f) 継続的改善の機会
27	レビューへのインプット	同上
28	レビューからのアウトプット	マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善の機会、及びISMSのあらゆる変更の必要性に関する決定を含める。 また、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持する。
29	ISMSの継続的改善	経営環境の変化などの際に、本協会の個人情報運用ルールの見直しや実施状況を確認することを規定に定める。
30		個人情報保護を維持するため、定期的にコンプライアンス・プログラムの見直しを行うことを規定に定める。
31		前回までの見直しの結果に対するフォローアップをチェックし、適切な指示を行うことを規定に定める。
32		ISMSにおいて計画した活動、及び、計画した結果において、トップマネジメントから継続的改善事項の要望があった場合、挙げた要望について対策を行う。
33		苦情、相談等、外部からの意見も参考にしながら見直しを行うことを規定に定める。

No	ISMS要求事項サマリ	対応内容
34	是正処置	本協会は、不適合が起きた場合には、次の事項を実施する。 (a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を実施する。 ① その不適合を管理し、修正するための処置をとる。 ② その不適合によって起こった結果に対処する。 (b) その不適合が再発又は他のところで発生しないようにするため、次の事項によって、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。 ① その不適合をレビューする ② その不適合の原因を明確にする ③ 類似の不適合の有無、又は、それが発生する可能性を明確にする (c) 必要な処置を実施する。 (d) とられた全ての是正処置の有効性をレビューする。 (e) 必要な場合、ISMSの変更を行う。
35	予防処置	ISMS要求事項に適合しているが、今後不適合となる可能性のあるものについて対策を行うことを予防処置と定義し、以下の手順にて対応する。 ① 現状及び起こり得る不適合の把握 ② 類似事象の検討 ③ 予防処置の必要性の検討 ④ 予防処置の計画策定 ⑤ 実施した予防処置の結果の記録 ⑥ 実施した予防処置のレビュー ⑦ 予防処置実施後のリスク認識
36	セキュリティ基本方針	情報セキュリティ基本方針文書を定める。
37		情報セキュリティ基本方針文書を公表する。
38		ISMS適用範囲において、情報セキュリティの運営、推進および教育をする組織を、セキュリティ管理組織とし、体制図及び責任の割り当てを規定に定める。
39		セキュリティ管理組織の活動履歴を文書化する。
40	情報セキュリティのための組織	・情報の保管場所及び情報システム関連設備を収容する場所等に対する不正侵入や破壊などの脅威から安全に保護するため、入退室管理を行う。 ・オフィス内においては、所定の職員カード(ICカード)または、名札を常に着用する。 ・本協会は、職員の入職選考時において、候補者が機密保持等のセキュリティにかかわる責任を認識し、適正に実践し得るが評価することとする。また、役員の就任並びに職員の入職及び駐在受入時には、原則として誓約書の提出を求める。 また、研究開発、財務等の営業秘密等に触れる機会が特に多い役員及び職員については、必要に応じ、機密保持義務等を個別具体的に定めた誓約書を本協会に提出する。 役員の退任並びに職員の離職及び駐在解除時において、機密保持義務及び必要に応じて競業禁止義務を定めた念書の提出を求めるとともに、身分証明書、ネットワーク利用資格、事務室等への入退室に用いる資格等の返還・抹消を徹底し、業務情報等を私物とともに持ち帰らないことを確認する。 離職間際等、機密情報漏洩リスクが特に高い場合は、必要に応じて不正を抑止するための対策（情報持出し管理の徹底、可搬媒体の利用制限、アクセス権削除等）を実施する。
41	資産の管理	重要な情報資産を「情報資産管理簿」で明確にし、利用、保管、送信移送及び廃棄する際には、指定された情報種別に応じた取扱いをする。
42		本協会における各情報資産の維持、管理及び運用に関する責任と権限を有し、情報セキュリティ責任者への管理状況の報告責任を有する「情報資産管理責任者」を定める。
43	人的資源のセキュリティ	・本協会は、職員の入職選考時において、候補者が機密保持等のセキュリティにかかわる責任を認識し、適正に実践し得るが評価することとする。また、役員の就任並びに職員の入職及び駐在受入時には、原則として誓約書の提出を求める。 また、研究開発、財務等の営業秘密等に触れる機会が特に多い役員及び職員については、必要に応じ、機密保持義務等を個別具体的に定めた誓約書を本協会に提出する。 役員の退任並びに職員の離職及び駐在解除時において、機密保持義務及び必要に応じて競業禁止義務を定めた念書の提出を求めるとともに、身分証明書、ネットワーク利用資格、事務室等への入退室に用いる資格等の返還・抹消を徹底し、業務情報等を私物とともに持ち帰らないことを確認する。 離職間際等、機密情報漏洩リスクが特に高い場合は、必要に応じて不正を抑止するための対策（情報持出し管理の徹底、可搬媒体の利用制限、アクセス権削除等）を実施する。
44		ISMS適用範囲の就労者の情報セキュリティ意識を高めるために実施するセキュリティ教育に関連する事項を規定する。 (1) 本基準は、情報セキュリティ責任者の管理・監視のもと、実施される。 (2) 情報セキュリティの教育・啓発を継続的に実施すること。 (3) 情報セキュリティの理念を十分に理解し、職場において実践できるように環境を整備すること。 教育の記録を取得し、情報セキュリティ責任者に教育の実施結果を報告し、承認を受領する。

No	ISMS要求事項サマリ	対応内容
45	物理的及び環境的セキュリティ	・情報の保管場所及び情報システム関連設備を収容する場所等に対する不正侵入や破壊などの脅威から安全に保護するため、入退室管理を行う。 ・入退室管理はカードリーダによるICカード認証により行い、ISMS適用範囲の就労者にのみオフィスへの入退室権限付与を行う。 ・入室権限のないものを一時的に入室させる場合においては、入室権限のあるものが退室時まで常同・監視の上、入退室管理票へ氏名・入室時間等を記載する。 ・入退室記録（ICカード認証履歴、入退室管理票）は、入退室ログ管理者を定めて適切に管理を行う。 ・同一オフィス内に別会社を同居させる場合、ハイパーパーティション等による区分管理を行い、認定協会業務に係る情報を取り扱うエリア（部屋または区画）を限定し、原則的に関係者以外の立ち入りを禁止する。 ・電気使用者情報の受領・提供に関わる機器を限定するとともに、システムへのアクセス権を用いたセキュリティ管理を行う。
46		盗難、紛失、不正使用等による情報漏洩を防止するため、PC及び小型可搬媒体管理の規定を定める。
47		同上
48		・入退室記録（ICカード認証履歴、入退室管理票）は、入退室ログ管理者を定めて適切に管理を行う。 ・オフィス内においては、所定の職員カード(ICカード)または、名札を常に着用する。
49	通信及び運用管理	電気使用者からの同意取得や、電気使用者等情報の提供等、本協会の業務に関する運用手順を定める。
50		電気使用者等情報の統計加工等を行う本番環境と研究開発等を行う試験環境は物理的、もしくは論理的に分離する。
51		本協会の情報資産を知り得る環境にある、システムの開発、維持などの委託先との健全な関係の継続と、本協会の保有する資産を守るために、秘密保持の義務や契約時の検討事項等を明確にする。
52		業務で使用する機器がコンピュータウイルスに感染した場合、多大な被害が発生する可能性がある。こうした被害を未然に防ぐ為、各担当者においては、日頃からウイルスチェックソフトを常駐させる等の対策を講じ、ウイルス感染の予防・発見・駆除・復旧をする。
53		ウイルス感染時の報告フローを定める。
53		電気使用者等情報等のバックアップデータに関する取り扱いルールを定め、バックアップスケジュール、方法、管理、廃棄についての文書化を行う。
54		情報を利用、保管、送信移送及び廃棄する際には、指定された情報種別に応じた取扱いをする。 記憶媒体を内蔵した機器について、廃棄又は再利用を行う場合、データの消去対策等を確実に行うものとする。なお、リース契約期限切れに伴いリース会社への機器の返却等する場合においても、同様の対策を講じる。 紙媒体の破棄手順を定める。 （情報種別が「秘密」以上であり、個人情報格納されている紙情報については、シュレッダーでの細断にて破棄を行う等）
55		以下を目的としたログ管理基準を定める。 ・個人情報および重要情報、システム情報の外部漏洩からの保護を目的とする。 ・セキュリティ監査の為のログを取得することにより、不正利用の追跡調査を可能とすることを目的とする。 ISMS適用範囲にて監視するログ情報を定め、ログ情報は、必要に応じて分析できる状態とし、各種ログの妥当性（証跡としての有効性およびトレーサビリティの確実性）、および不正アクセスがないことを確認するため、定期的にログ監査を実施する。
56		ログ管理者は、その保管状態について定期的に確認を行い、情報セキュリティ責任者に報告を行う。
57	アクセス制御	ISMS適用範囲の組織が所有する情報資産の機密性を保護する為に、「need to know」の原則に基づいて、アクセス権限を付与し、許可された範囲外のアクセスから保護を行うことを目的とした、アクセス管理基準を定める。
58		情報システム及び情報へのアクセスに際して、不正アクセスを防止するため、利用者を識別するため付与する一意の識別子（ID）と本人認証の為のパスワード等の管理（アカウント管理）を行い、必要な管理手順を定める。
59		離席時および退社時の情報管理基準を定める。 （情報種別によらず、離席時、書類や可搬媒体を机の上に放置しないようにする、机の上は整理整頓しておく等）
60		離席時および退社時の情報管理基準を定める。 （離席時は必ずディスプレイに表示されているドキュメント等を閉じること等） また、事務用機器等の取り扱いルールを定める。
61		自宅での作業については、機器及び情報の盗難、認可されていない情報の開示などの発生を防止するための管理基準を定める。
62		ノートPC等のモバイルコンピュータ機器を利用する場合の管理基準を定める。

No	ISMS要求事項サマリ	対応内容
63	情報システムの取得、開発及び保守	ISMS適用範囲にて取り扱う暗号の適切な管理方法について項目を定め、機密性、完全性を維持する。
64		セキュリティパッチの適用状況の管理手順を定める。 (セキュリティパッチの適用についてネットワーク管理者より周知および指導があった場合、速やかにインストール作業を行う等)
65	情報セキュリティインシデントの管理	情報セキュリティインシデント発生時に迅速且つ効果的な対応をするため、次に挙げる事項を考慮した管理を行う。 ① 情報セキュリティインシデントの定義を明確にする。 ② 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制を確立する。 ③ 情報セキュリティインシデント対応手順を策定する。
66	事業継続管理	災害等危機的状況における情報セキュリティ及び情報セキュリティマネジメントの継続のための要求事項、プロセス、手順及び管理策を確立し、文書化することを規定に定める
67		適切な管理者への連絡経路を通して、できるだけ速やかに報告できる連絡フローを規定に定める
68	順守	情報セキュリティに関連する法令、規制及び事業に関連する法令、規制を明確し、遵守する。これら法令、規制の制定及び改正状況を監視し、最新の状態を維持する。
69		本協会は、ISMSが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、原則として少なくとも1年に1回は内部監査を実施する。 (a) 次の事項に適合している。 ・ISMSに関して組織自体が規定した要求事項 ・ISMS認証が定める内部監査の要求事項 (b) 有効に実施され、維持されている。 本協会は、次に示す事項を行わなければならない。 (c) 頻度、方法、責任、及び計画に関する要求事項及び報告を含む、監査プログラムの計画、確立、実施、及び維持。監査プログラムは、関連するプロセスの重要性及び前回までの監査の結果を考慮に入れなければならない。 (d) 各監査について、監査基準及び監査範囲を明確にする。 (e) 監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。 (f) 監査の結果が、関連する管理層に報告されることを確実にする。 (g) 監査プログラムの実施及び監査結果の証拠として、文書化した情報を保持する。

【個人情報保護】

No	JISQ15001:2017要求事項サマリ	対応内容
1	組織の状況	個人情報保護法等の法令規制、個人情報保護に関する規格のJISQ15001の要求事項および一般社団法人 電力データ管理協会（以下、「本協会」という。）の個人情報保護関連の規定を遵守することが基本原則である。 個人情報保護マネジメントシステムの維持に必要な資源、環境、将来的な施策も含めて特定する。
2	利害関係者とニーズの理解	「日本産業規格 JIS Q 15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」(以下、JIS Q 15001:2017、又は規格) に基づき、個人情報保護マネジメントシステム（以下PMS）運用の具体的な手順を定める。 PMSは、本協会の全従業者（役員、職員、派遣労働者、パートタイム労働者）に適用する。 また、外部機関として、個人情報受託機関（送配電事業者）、委託先、第三者提供先等も含め特定する。
3	法令、国が定める指針その他の規範	取り扱う個人情報に関しての関連法令規制等を遵守するために、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範（自治体の条例及び本協会の事業に関係するガイドライン等）を特定し、法令・ガイドライン登録簿で管理する。 法令・ガイドライン登録簿に記載された法令、指針、その他の規範について定期的に確認し、法令等に改正、改定が行われていた場合は法令・ガイドライン登録簿の見直し、PMSへの反映、従業員への周知を行う。
4	適用範囲	PMSは、本協会の事業の用に供しているすべての個人情報を適用対象とする。
5	トップマネジメント	本協会のトップマネジメントは、代表理事とする。 トップマネジメントは組織の代表権を有していること。
6	個人情報保護方針	本協会は個人情報保護の理念を定め、それに基づき個人情報保護方針を定める。 個人情報保護方針は従業者に教育及び周知によって周知し、また利害関係者や一般の人が入手できるように本協会のホームページに掲載する。
7	役割・権限・責任の割り当て	本協会はPMSを確立し、実施し、維持し、かつ改善するために役割、責任及び権限を定め、「個人情報保護体制図」で文書化を行う。
8	個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者の任命	トップマネジメントによって、個人情報保護管理者（個人情報保護基本規定の内容を理解し、実践する能力のある者として組織の内部に属する者の中から指名された者で、PMSの実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなくもつ者）と、個人情報保護監査責任者（公平、かつ客観的な立場にあり、組織の内部に属する者の中から指名された者で、監査の実施及び報告を行う責任と権限を他の責任にかかわりなくもつ者）の任命を行う。 なお、個人情報保護管理者と個人情報保護監査責任者の兼務は不可とする。
9	個人情報の特定	本協会において取り扱うすべての個人情報を把握し、必要な保護管理策を講じるために、個人情報取扱台帳を作成する。 個人情報取扱台帳は年1回見直しを行い、最新の状態に維持する。 また、下記の状況等を鑑み、取り扱う個人情報に変化が生じた場合は、適宜見直しを実施する。 (1) 業務内容の変更および新たな業務の追加 (2) 取り扱う個人情報の内容変化 (3) 委託会社の変更や追加 (4) システムの機能追加や更改の実施 (5) 法令規制等および社内規定の変更 (6) 社会情勢の変化
10	リスクなどの認識・分析及び対策	特定した個人情報について目的外利用を行わないため、個人情報の取扱いの各局面におけるリスクを認識し、分析し、必要な対策を講じる手順を確立し、かつ実施手順を維持する。 リスクアセスメントリストによって対策が必要としたリスクについては、対策を立案し、トップマネジメントの承認を得た上で、全従業員に周知を行う。 リスクが残る場合、残留リスクとして管理し、トップマネジメントの承認を得る。なお、個人情報保護法に違反するリスクは残留リスクとして認められない。 リスクアセスメントは毎年1回実施する。

No	JISQ15001:2017要求事項サマリ	対応内容
11	計画	毎年PMS運用年度開始日までに次年度の「個人情報保護体制図」及び「PMS年間計画書（兼点検表）」を策定する。 「PMS年間計画書（兼点検表）」には、毎年1回以上実施する、 ・個人情報の特定 ・法令の見直し ・リスクアセスメント及びリスク対策の見直し ・教育 ・運用の確認 ・内部監査 ・マネジメントレビュー について具体的な日付を明確にする。
12	個人情報保護目的	個人情報保護目的とは、個人情報保護方針を達成するための目的ないし目標として、全社的若しくは部門毎等に定めるもの。 その目的を達成するため、個人情報保護マネジメントシステム（以下PMS）運用の具体的な手順を定め、運用する。
13	資源と力量	本協会はPMSを確立し、実施し、維持し、かつ改善するために役割、責任及び権限を定め、「個人情報保護体制図」で文書化を行う。 PMSの維持に必要な力量を定め、教育等による力量の維持に努める。 また、その管理に必要な資源を用意する。
14	教育	本協会は、個人情報保護教育の計画を策定し、少なくとも年1回、適宜全従業員に業務内容に応じた教育を実施する。
15	コミュニケーション	本協会における個人情報の取り扱い状況について、年1回以上開催される有識者による諮問委員会において、その他業務の遂行状況と合わせて報告を行い、諮問委員の意見を踏まえて必要に応じて見直しを行う。
16	緊急事態への準備	本協会は、個人情報に関する事故の発生を監視し、検知し、緊急対応し、復旧するため、緊急事態を特定するための手順、及び特定した緊急事態にどのように対応するかの手順を確立し、実施し、かつ訓練等を通じて維持する。
17	内部規程	本協会は自らのPMSが確実に適用できるように、内部規定を制定し、事業の内容の変化に応じて、PMSが確実に適用されるよう内部規定を適宜改正する。そのため、様式を含めて文書管理規定にて維持管理する。
18	文書管理	本協会はPMSの基本となる次の要素を書面で記述し、「文書管理規定」によって必要な承認手続き、配布手続き、管理番号の付与方法等の管理手順を定める。 ・個人情報保護方針 ・内部規定 ・様式 ・計画書 ・記録
19	記録の管理	本協会は、個人情報保護活動（教育、監査、苦情対応、改善等）の記録の一覧表を作成し、維持する。 取得する記録について、保管期間、保管部門、保管方法等をPMS記録台帳に定める。
20	パフォーマンス評価	各部門においてPMSが適切に運用されていることを、定期的に、及び適宜確認するために、各部門長は、「PMS年間計画書（兼点検表）」の自部門関連項目について点検する。
21	内部監査	PMSにおいては、JIS規格との適合状況及びその運用状況について少なくとも年一回、適宜監査を実施する。 監査の時期について「PMS年間計画書（兼点検表）」に定める。 個人情報保護監査責任者は、監査員を社内又は社外から選任することができるが、監査員は、自ら所属する部門を監査してはならない。 監査完了後、個人情報保護監査責任者は、「監査報告書」を作成し、トップマネジメントに報告する。
22	マネジメントレビュー	トップマネジメントによる見直しは、少なくとも年1回、「PMS年間計画書（兼点検表）」に定めた時期に実施する。
23	是正処置及び予防処置	運用の確認、内部監査、緊急事態の発生、外部機関による指摘、苦情、リスクアセスメント及びリスク対策、その他のPMSの運用において認識したすべての不適合、及び不適合に発展すると思われる要因を発見したときには、「不適合報告書」を用いて是正処置を実施する。
24	継続的改善	個人情報保護管理者は、毎年「PMS年間計画書（兼点検表）」に従い、期限を定めて各部門長に「業務フロー」及び「個人情報管理台帳」の見直しを指示する。 PMSの年間の活動を通して確認された問題点等に対し、見直しを行い（業務フロー、台帳の見直し等を含む）、マネジメントシステムの仕組み自体（各種手順書等）を改善することも視野に入れる。

No	JISQ15001:2017要求事項サマリ	対応内容
25	利用目的の特定	個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において取り扱う。
26	適正な取得	個人情報保護管理者は、個人情報が適法、かつ公正な手段で取得されることを確認する。
27	要配慮個人情報	本協会は原則として、要配慮個人情報の取得、利用又は提供を行わない。
28	本人から直接書面によって取得する場合の措置	本人から書面に記載された個人情報を直接に取得する場合には、個人情報の利用目的等を、あらかじめ、書面によって本人に明示し、本人の同意を得る。 なお、個データの利用同意にあたり、本人から直接書面によって個人情報を取得することはない。
29	個人情報を直接書面以外の方法によって取得した場合の措置	個人情報を直接書面により取得する以外（他業者などの本人以外から収集する場合等の場合、取得の場面に応じて、一部の例外（※）を除き、利用目的を通知または公表する。 ※一部の例外とは、「利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」等、緊急事態や特例法等による措置の際を指す。
30	利用に関する措置	個人情報は特定した利用目的の達成に必要な範囲内で利用する。 特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ、個人情報の利用目的等を本人に通知し、同意を得る。
31	本人への連絡または接触	個人情報を利用して本人にアクセスする場合には、本人に対して、個人情報の利用目的等の内容、及び取得方法を通知し、本人の同意を得る。
32	第三者提供に関する措置	個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報保護管理者の承認を得た上で、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
33	第三者提供もしくは第三者から提供を受ける場合の記録	個人データ等を第三者に提供する場合（委託により預ける場合、合併その他の事由による事業の承継に伴う場合、並びに、共同利用による場合を除く）には、以下の記録を作成する。 ① 提供年月日 ② 提供先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ④ 当該個人データの項目 ⑤ 本人の同意の有無 ⑥ 提供した担当者の氏名及び所属
34	個人関連情報の第三者提供	本協会は、個人関連情報の取扱いを行わない。
35	匿名加工情報	匿名加工情報の取り扱いにあたっては、本人の権利利益に配慮し、かつ法令等の定めるところによって適切な取扱いを行う手順を確立し、維持する。
36	仮名加工情報	本協会は、仮名加工情報の取扱いを行わない。
37	安全管理措置	個人情報が保管されたエリアへの役員、社員、協働者および外来者の入退に対して、下記の対策や運用を行う。 ・入退室管理はICカード認証等の認証により行い、本協会の就労者へののみオフィスへの入退室権限付与を行う。 ・入退室記録（認証の履歴、入退室管理票）を取得する。 ・オフィス内においては、所定の職員カード(ICカード)または、名札を常に着用する。 ・外来者には、立会人をつけ、立ち入り場所を限定する。
38	安全管理措置	本協会で行う個人情報に関して、以下の基本管理策に基づき、適切な管理を実施し個人情報の漏洩、滅失、毀損を防止する。 ・アクセス管理 ・入退室管理 ・ネットワーク管理 ・ウイルス対策 ・媒体管理 ・端末管理 ・廃棄管理
39	安全管理措置	盗難、紛失、不正使用等による情報漏洩を防止するため、PC及び小型可搬媒体管理の規定を定める。
40	安全管理措置	個人情報が格納された可搬媒体、紙、機器類等を廃棄する場合の運用手順を定める。 例。 ・可搬媒体の廃棄では、フォーマット・細断等の処置を行い、個人情報保護管理者の確認の上で廃棄記録を取得し保管する。

No	JISQ15001:2017要求事項サマリ	対応内容
41	安全管理措置	個人情報へのアクセスに関する規定を定める。 例。 ・電子データについて、ファイルにアクセスできる者および権限を必要最小限に定めること。かつ、業務上必要な期間に限って有効とする。
42	安全管理措置	以下を目的としたログ管理基準を定める。 ・個人情報および重要情報、システム情報の外部漏洩からの保護を目的とする。 ・セキュリティ監査の為にログを取得することにより、不正利用の追跡調査を可能とすることを目的としている。 ログ情報は、必要に応じて分析できる状態とし、各種ログの妥当性（証拠としての有効性およびトレーサビリティの確実性）、および不正アクセスがないことを確認するため、定期的にログ監査を実施する。
43	安全管理措置	業務で使用する機器がコンピュータウイルスに感染した場合、多大な被害が発生する可能性がある。こうした被害を未然に防ぐ為、各担当者においては、日頃からウイルスチェックソフトを常駐させる等の対策を講じ、ウイルス感染の予防・発見・駆除・復旧をする。 ウイルス感染時の報告フローを定める。
44	安全管理措置	個人情報を格納した電子ファイルにはパスワードを設定する、パスワードファイルをサーバ上に保管する場合、一方向暗号化やシャドウファイル化等により秘匿する等の対策を実施することを定める。
45	安全管理措置	個人情報を取り扱うサーバ、端末の利用に関しては、下記の対策や運用を行う。 ・個人情報を含むサーバは、サーバ室内又はサーバラックで施錠保管する。 ・個人情報を取り扱う端末は、盗難防止対策（ワイヤロック、施錠保管等）を実施する。 ・離席時に備えてパスワード付きスクリーンセーバーの設定をする。 ・個人情報を取り扱う端末やその端末の機能を、業務の必要性に基づき限定する。
46	秘密保持	【本協会の職員、役員】 ・本協会は、職員の入職選考時において、候補者が機密保持等のセキュリティにかかわる責任を認識し、適正に実践し得るか評定することとする。また、役員の就任並びに職員の入職及び駐在受入時には、原則として誓約書の提出を求める。 また、研究開発、財務等の営業秘密等に触れる機会が特に多い役員及び職員については、必要に応じ、機密保持義務等を個別具体的に定めた誓約書を本協会に提出する。 役員の退任並びに職員の離職及び駐在解除時において、機密保持義務及び必要に応じて就業禁止義務を定めた念書の提出を求めるとともに、身分証明書、ネットワーク利用資格、事務室等への入退室に用いる資格等の返還・抹消を徹底し、業務情報等を私物とともに持ち帰らないことを確認する。 【委託先】 本協会の情報資産を知り得る環境にある、システムの開発、維持などの委託先との健全な関係の継続と、本協会の保有する資産を守るために、秘密保持の義務や契約時の検討事項等を明確にする。
47	罰則	本協会のPMSに故意に違反した者、あるいは自らの職務を適正に遂行しなかった従業者（委託先社員は除く）は「就業規則」に従い懲戒の対象となるとともに、本協会に損害を与えた場合は、損害賠償請求を行うことがある。
48	委託先の監督	本協会は個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、下記事項を考慮し、十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定する。 (1) プライバシーマーク認定・ISO27001/ISMS等の認証取得有無等 (2) セキュリティ・個人情報に関する管理規定の整備状況 (3) セキュリティ・個人情報に関する対策の内容 (4) セキュリティ・個人情報に関する従業員教育の実施状況 (5) 委託先との個人情報に関する覚書における制約事項の許容範囲 委託先との契約、委託先管理、再委託の可否に関する規定を定める。 委託を行う部門長は、必要に応じて立ち入り検査等を実施し、委託先における個人情報の管理状況を確認し、適切性を判断する。判断結果にしたがって是正要求を委託先に対して行い、個人情報の取扱いやセキュリティ対策の改善が図られたかの確認を行い、場合によっては、委託先の見直しを検討する。
49	本人の権利	保有個人情報に関して、本人又は法定代理人等から開示等の求めを受けた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。
50	保有個人データの訂正、追加、削除等の求めに応じる手続き	本人から、内容が事実でないという理由によって、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」）を請求された場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該保有個人データ等の訂正等を行う。 なお、法令の規定によって特別の手続が定められている場合は、その法令に従う。

No	JISQ15001:2017要求事項サマリ	対応内容
51	苦情及び相談	本協会は、個人情報の取扱い及びPMSに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて、適切かつ迅速な対応を行う手順を確立し、維持する。 本協会は少なくとも電話及び電子メールの窓口を設け、問い合わせ、苦情、相談内容に応じて説明を行う。
52	事業継続管理	災害等危機的状況における個人情報セキュリティ継続のための手順を文書化し、対応計画及びその検証を実施することを規定に定める。

2022 年 6 月 2 日 制定

諮問委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人電力データ管理協会（以下「本協会」という。）定款第 8 章（委員会）に基づき本協会に設置する「諮問委員会」について、必要な事項を定める。

(諮問事項)

第 2 条 諮問委員会は、本協会の事業に係る次の各号について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

- (1) 事業スキーム及び事業運営、残存リスク
- (2) 個データ（個人情報を含む）の取扱い
- (3) ユーザーインターフェイス
- (4) 電気使用者等と本協会との契約等に係る事項
- (5) データ利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- (6) その他理事会から諮問のあった事項

(組織)

第 3 条 諮問委員会は、15 名以内をもって構成するものとする。

- 2 諮問委員会の委員には、個人情報保護、消費者保護、データ解析及びセキュリティに関し識見を有する者を含めるものとし、本協会の代表理事が選任する。なお、必要に応じ、委員とは別にオブザーバーを招聘することができる。
- 3 委員の任期は、委嘱承諾後の翌事業年度末日までとする。ただし、増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、在任の委員の任期の満了すべき時までとする。

(委員長)

第 4 条 委員会には委員長を置き、委員長は会議を主宰する。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、少なくとも 1 事業年度に 1 回以上開催するものとし、代表理事が招集する。

- 2 委員会は、委員長が適当と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。
- 3 委員は、自己の都合により委員会に出席できない場合、書面により意見・提言を提出することができるものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会の運営については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 配布資料は、原則として公開する。
- (2) 原則として会議終了後2週間以内に議事概要を作成し、公開する。
- (3) 個別の事情に応じ、委員長が必要と判断した場合は、会議内容又は資料を非公開とすることができる。

(委員謝金)

第7条 委員への謝金は、1回の出席ごとに、理事会が定める基準に基づき支払う。

(所管)

第8条 この規程の所管は理事会とし、前各条で定める事項のほか、諮問委員会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附則

この規程は、2022年6月2日から施行する。

経済産業省

20220617電委第3号
令和4年6月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

認定電気使用者情報利用者等協会の認定について（回答）

令和4年6月17日付け20220603資第5号により貴職から当委員会に意見を求められた認定電気使用者情報利用者等協会の認定については、認定することに異存はありません。